

ハンガリー手話言語法調査

～すべての人に手話言語を～



調 査 地 : ハ ン ガ リ ー ・ ブ ダ ペ ス ト

調 査 期 間 : 2 0 1 7 年 1 1 月 4 日 (土) ~ 1 4 日 (火)

一般財団法人全日本ろうあ連盟
手話言語法制定推進運動本部

《目次》

はじめに 調査の背景と目的

第1章 ハンガリーの基本情報、調査方法と成果

1. ハンガリーの基本情報

2. 調査方法

(1)調査の準備

(2)取材先および主な取材内容

(3)取材方法

3. 成果のポイント

(1)手話言語通訳サービス

(2)テレビ番組への手話言語通訳・字幕の付与

(3)バイリンガル教育およびろう教員の状況

(4)情報パック制度

(5)コミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家に対する支援

第2章 ハンガリー手話言語法の概要

1. ハンガリー手話言語法の成立

2. ハンガリー手話言語法の目的と規定内容

(コラム1) 障害者権利委員会委員、ラズロ・ロヴァスィ博士によるレクチャー：
『障害者権利条約の平行レポート（シャドー・レポート）と協力のための効果的な戦略』

第3章 無料の手話言語通訳サービス

1. 制度概要

(1)無料の手話言語通訳サービスの内容と利用対象者、通訳者の依頼方法

(2)運営体制

(3)権利の保全（手話言語通訳サービスの利用に関する苦情・不服申し立て・評価）

2. 制度をめぐる現状と課題

- (1)制度運営経費の年度別状況（全国・ブダペスト）
- (2)手話言語法制定による成果
- (3)手話言語通訳サービスをめぐる課題

3. まとめと今後の方向性

第4章 バイリンガル教育

1. 制度の概要

- 2. 制度をめぐる現状と課題
- 3. まとめと我が国への示唆

（コラム2）

ハンガリーのろう教育～ある高等学校におけるろう・難聴クラスにおける取り組み

第5章 聞こえない子どもが生まれた保護者への情報提供（情報パック制度）

- 1. 調査の経緯
- 2. 情報パック制度をめぐる現状
- 3. まとめと今後の方向性

（コラム3） ドイツにおける手話言語に関する法制度の現状

（コラム4） ハンガリーにおける新生児の聴力検査をめぐる現状

第6章 テレビ放送における字幕・手話言語による情報保障

1. 制度概要

- (1)字幕・手話言語を付与すべき放送機関と番組の範囲
- (2)字幕、手話言語通訳を付与する番組の放送時間と違反時の是正措置

2. 制度をめぐる現状と課題

- (1)ハンガリーのテレビ放送をめぐる一般的状況
- (2)手話言語・字幕を付与した番組の放送をめぐる現状
- (3)手話言語・字幕を付与した番組の放送をめぐる課題

3. まとめと今後の方向性

第7章 コミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家に対する支援

1. 制度の概要
2. 制度の運用状況
3. まとめ

第8章 世界ろう連盟第3回国際研究大会

1. 主な報告内容
2. 基調講演・分科会に参加しての所感

最終章

1. 要点整理
 - (1)ハンガリー手話言語法が制定されたことによりもたらされた効果
 - (2)ハンガリー手話言語法制定後も残されている課題
2. 調査の所感と今後の展望

付録

ハンガリー手話言語法 全訳（仮訳）

はじめに 調査の背景と目的

ハンガリーでは手話言語通訳者の派遣サービスやテレビ放送番組への字幕・手話言語通訳の付与、バイリンガル教育の実施などを内容とする「ハンガリー手話言語及びハンガリー手話言語の使用に関する法律（以下ハンガリー手話言語法）」が 2009 年 11 月 9 日に制定され、2010 年 7 月から施行されている。同法は先行的に制定されたニュージーランドおよびフィンランドの手話言語法をモデルとして作られており¹、欧州ろう連合は手話言語法のモデルであるとしている。

我が国においても手話言語法の実現は、手話言語を第一言語とするろう者にとってその言語的地位を強固にし、社会参加の道をさらに広げるものであると期待されている。私も全日本ろうあ連盟は、手話言語法の制定に向け、手話言語法制定推進運動本部を立ち上げてこれまで長年活動に取り組んできた。特に諸外国における手話言語関連法制の状況把握に力を入れてきており、ハンガリーの手話言語法についてもこれまでに 2011 年 5 月および 2016 年 9 月に視察調査を実施し、その制定に至るまでのプロセスや法規の具体的な内容を明らかにするよう努めてきた。こうした知見は、調査報告書として全日本ろうあ連盟のホームページで公開されている²。

なお、ハンガリーの手話言語法は全面的に一斉施行する形を取らず、字幕放送やバイリンガル教育など一部の内容について、2010 年 7 月と 2011 年 1 月、そして 2017 年 7 月の 3 段階に分けて 7 年かけて施行する方式をとっていた（同法第 31 条）。そこで、同法が全面的に施行された 2017 年、手話言語法制定推進運動本部は、その具体的な実施状況を把握することを期して、第 3 回目の欧州調査チームをハンガリーに派遣した。今回の調査では、前回のように聞こえない・聞こえにくい当事者だけでなく、手話言語に関する研究機関に手話言語法の実施を担当する省庁や監督機関、新生児聴覚スクリーニング、聞こえない・聞こえにくい人に関する教育の関係者といった手話言語法に深く関わる関係者に幅広く取材を実施し、ハンガリー手話言語法の実施をめぐる全体的かつ具体的な状況を多角的な視点から把握しようとするものであった。そのような意味で従来の調査以上に大きな成果が期待されていた。

さらに、奇しくも今年第 3 回世界ろう連盟第 3 回国際研究大会がハンガリーで開催され、併せて手話言語に関する興味深い分科会が設けられたため、調査団は、手話言語に関する世界的な動向を把握することも兼ねて同会議へ参加し、精力的に情報収集を行った。

このような調査により得られた成果について、以下報告したい。なお、本報告書は調査団長である石橋大吾氏および全日本ろうあ連盟事務局の助言・指示のもと岩山誠が執筆したものである。また、報告書中に掲載している国連障害者権利委員 Laszlo Gabor Lovaszy

¹ 全日本ろうあ連盟（2012）『「手話言語法（仮称）制定推進事業」報告書 2012』，44～45pp. (<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20120728-sgh-report2012b.pdf>)

² 第 1 回調査報告書：<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20120728-sgh-report2012b.pdf>

第 2 回調査報告書：<https://www.jfd.or.jp/2017/01/04/pid15992>

(ラズロ・ギャボル・ロヴァスィ) の講演要旨の作成については小林昌之氏のご協力をいただいた。取材先の紹介やハンガリー手話言語法の情報の提供など多大なご協力を賜ったハンガリーろう・難聴協会 (SINOSZ) に深い感謝の念を示しつつ、本報告が我が国における手話言語法の制定に向けて幅広い分野で活用されることを期待したい。

なお、日本で一般的に使用されている用語について、2016年第2回欧州視察で作成された報告書との整合性を図るため、障害者権利条約の「社会モデル」の考え方を踏まえ、今回の報告書においても以下のように記述する。

「手話」について、日本では「手話」が一般的に使用されているが、その「手話」を言語的性格が強調される「サイン・ランゲージ (Sign Language : 手話言語)」として表現している欧州の考え方に沿って、本稿でも「手話言語」の呼称を使用する。そのような取り扱いに合わせて我が国で一般的に用いられている「手話通訳者」もすべて「手話言語通訳者」とした。

また、広く用いられている「国際手話」は、英語では「インターナショナル・サイン」とされており、欧州ろう連合では言語の地位を認めていないことを踏まえ、そのまま「国際手話」とした。

「健聴者」または「聴者」は、聴覚に障害のない、聞こえる人を総称するものとして広く使用されているが、今回の報告書ではすべて「聞こえる人」に統一した。

「主に障害のない児童が通学する学校または教育」の意味で使われている「普通学校」は、今回の報告書では「地域の学校」として記述することとした。

最後に、今回、主要な取材先となった、「ハンガリーろう・難聴協会」は必要な場合を除き「SINOSZ」と表記することとした。

第1章 ハンガリーの基本情報、調査方法と成果

1. ハンガリーの基本情報

表 1 ハンガリーの基本情報（参考情報として日本の状況も掲載）

	ハンガリー	（参考情報）日本
人口	約 980 万人	約 1 億 2675 万人
障害者数 （うち聴覚障害者の人数）	56 万 1,247 人 （身体障害者＋知的障害者 計：2011 年国勢調査） （内 ろう者：8,571 人 難聴者：63,014 人 盲ろう者：3,262 人 （ハンガリー中央統計局）	約 448 万 5,500 人 （内 身体障害者：386 万 3,800 人 知的障害者：62 万 1,700 人 （厚生労働省 2011 年「生活 のしづらさ実態調査」） 身体障害者のうち 聴覚障害者：32 万 4,000 人 （同上）
障害者であることを証明 する方法・制度などの有無	①政府発行の身体障害者手帳 ②SINOSZ 発行の証明書… SINOSZ が提供するサービスを利用するために必要	身体障害者手帳
政体・議会など	共和制（大統領制） 一院制（定員 199 名：任期 4 年）	立憲君主制（議院内閣制） 2 院政（衆議院 475 人：任期 4 年/参議院 242 人：任期 6 年）
地方行政区画	19 の地域（日本の県と同一）	47 都道府県
ろうあ協会（国 - 地域）	国：ハンガリーろう・難聴協会（SINOSZ） 地域：13 の地域に SINOSZ による手話言語通訳派遣センターを政府の資金で設置	国：全日本ろうあ連盟 地域：47 都道府県協会
ろう学校数	8 校	118 校 （文部省報告書より）
ろう教員の人数	8 人	全ての種別の学校に在籍するろう教員数 475 人（2017 年 7 月 1 日現在） （全国聴覚障害教職員協議会提供）

手話言語使用者数	約 9,000 人	約 61,000 人 ³
手話言語通訳者数	約 70 人	3,524 人 ⁴ (2018 年 1 月 5 日現在)

(2017 年 11 月時点)

2. 調査方法

(1)調査の準備

手話言語法制定推進運動本部では、2017 年 8 月 18 日に実務者会議を開催し、調査項目について協議の上、手話言語法による制度の実施状況及び実施体制を中心とする下記の項目を調査のポイントとした。

- ① 手話言語法制定による社会変化
- ② 手話言語通訳サービスの運用状況と運営体制等
- ③ 手話言語通訳もしくは字幕を付したテレビ放送の実施状況及び実施体制
- ④ バイリンガル教育の実施状況及び実施体制
- ⑤ 情報パック・メンター制度の実施状況及び実施体制
- ⑥ コミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家の活動に対する合理的配慮の状況
- ⑦ 手話言語を保存・継承・発展させるための取り組みの状況

その上で、上記の内容につき聴取可能と思われる主要な取材先を下記のように選定した。

- ① 在ハンガリー日本大使館
- ② ハンガリー手話言語法を所轄する省庁
- ③ ハンガリーろう・難聴協会 (SINOSZ)
- ④ バイリンガル教育関係を所轄する省庁
- ⑤ ろう学校／地域の学校
- ⑥ 病院 (産婦人科・小児科)、保健所

これらの取材先との接触は、まずハンガリーろう・難聴協会および在ハンガリー日本大使館に協力を求め、取材のアポイントメントを取るようにした。その結果、下記の通り 6 か所 (世界ろう連盟第 3 回国際研究大会を除く) から取材の了承を得ることができた。取

³ 手話言語使用者数の算出方法…聴覚障害者の人数 32 万 4,000 人 (厚生労働省 2011 年「生活のしづらさ実態調査」) × 18.9% (H18 年厚労省調査「身体障害児・者実態調査結果」にて示されている障害の程度別にみた聴覚障害者のコミュニケーション手段の状況における「手話言語・手話言語通訳者」の選択割合) ≒ 61,000 人 (61,236 人)

⁴ 日本の手話言語通訳者数は聴力障害者情報文化センターHP に掲載されていた手話通訳士名簿の全国合計数 (2018 年 1 月 5 日現在)

材先には、事前に調査項目を記載した文書を送付し、文書及び取材当日のやり取りの中で返答していただく方法を取った。

(2)取材先及び主な取材内容

今回の取材では、聞こえない・聞こえにくい人の当事者団体であるハンガリーろう・難聴協会に加え、手話言語法の所轄官庁である人材能力省、テレビ放送番組への字幕・手話言語通訳の付与に関する監督を担当する国家メディア・情報通信庁（The National Media and Intercommunication Authority）、新生児聴覚スクリーニングを実施する乳幼児聴力検査センター（Edu Kid）といった、手話言語法に関わりの深い組織、団体に取材を実施することができた一方、バイリンガル教育の実施との関係で重要なろう学校については、調査期間中に開催されていた世界ろう連盟第3回国際研究大会へろう学校の校長が出席することになっていた関係で取材のアポイントを取ることができなかった。これは非常に惜しまれる点であるが、幸いにも乳幼児聴力検査センターのスタッフに高等学校のろう者・難聴者のための特別クラスを担当している国語教員からバイリンガル教育の進展状況について取材し、その現状を具体的に把握することができたことは貴重な成果であった。

表 2 手話言語法 調査スケジュール（期間：2017年11月4日～11月14日）

月日	取材先	取材内容のポイント
11月6日(月)	ハンガリー科学アカデミー言語研究所多言語研究センター Peter Zalan Romanek (ペーテル・ザラン・ロマネク) 氏 (ろう者)	① ハンガリー手話言語法成立までの取り組み ② 聞こえない乳幼児の保護者に対する情報提供 ③ ろう教育、手話言語通訳制度、電話リレーサービス 等
	日本大使館 倭島 岳彦 参事官 覚田 広美 一等書記官	① 日本の手話言語法制定に向けた取り組みの状況 ② 日本とハンガリーの国交の状況 ③ ハンガリーにおける障害者の現状 等
11月7日(月)	人材能力省 Peter Juhasz (ペーテル・ユハース) 氏 (障害部 部長) Katarin Galambos (カタリーン・ガランボス) 氏 Petra Levay (ペトラ・リーヴァイ) 氏	① 手話言語法による手話言語通訳制度の内容と現状 ② 同法制定後の変化 等

11月8日(水)	<p>①ハンガリーろう・難聴協会 (SINOSZ) Róbert Ormódi (ロバート・オーモディ) 氏 (CEO) Andras Pintér (アンドラーシュ・ピンテール) 氏 (役員) Gonosz Istvanne Eva (ゴノス・イストヴァンネ・エヴァ) 氏 (役員)</p> <p>②国連障害者権利委員 Laszlo Gabor Lovaszy (ラズロ・ギャボル・ロヴァスイ) 氏 (難聴者)</p> <p>国家メディア・情報通信庁 (The National Media and Infocommunications Authority) Andras Madl (アンドラース・マディ) 氏 (放送監査・分析部 部長) Balazs Jo (バラス・ジョウ) 氏 (放送監査・分析部 副部長) ガブリエラ 氏 (番組分析・字幕担当)</p>	<p>(1)ハンガリーろう・難聴協会 (SINOSZ) ① 手話言語法制定に至る経緯 ② 具体的な施策や効果 ③ 協会の手話言語法関連事業</p> <p>(2)Laszlo Gabor Lovaszy 氏 国連障害者権利条約パラレルレポートに関する講義</p> <p>① TV 放送へ手話言語通訳・字幕付与に関する具体的な取り組みの現状と課題 ② 手話言語・字幕放送に関する調査</p>
11月9日(木)	世界ろう連盟第3回国際研究大会	主に手話言語・ろう教育に関する講演
11月10日(金)	EduKid Centre for Children's Hearing (乳幼児聴力検査センター) ・ Katalin Takács (カタリーン・タカーチュ) 氏 (聴覚訓練士) ・難聴者・ろう者向け特別クラス国語教員 かつ手話言語通訳士 (氏名未確認)	① ろう教育の歴史 ② ろう学校の現状 ③ 新生児聴覚スクリーニング ④ ろう児に対する療育支援の現状 ⑤ ドイツの手話言語関連法制度

(2)取材方法

取材の実施にあたっては、取材相手の言語に合わせて3つのタイプの言語通訳者（国際手話→日本手話言語、音声英語もしくは音声日本語→日本手話言語、音声ハンガリー語→音声日本語）を活用して面談のやり取りを進めた。取材の進め方としては、まず、事前に提供していた質問項目を中心に回答していただいた上で、その回答内容に応じて質問を展開していく方法をとった。対談内容は面談開始前に取材先ので了承を得た上で映像及びボイスレコーダーに収録した。

3. 成果のポイント

今回の調査を通して得られた成果の主要なポイントを以下に示す。

(1)手話言語通訳サービス

手話言語通訳サービスは円滑に実施されており、かつて首都のブダペスト市内に偏っていた手話言語通訳者は、大幅に増加しハンガリー全体に広がっていった。こうした変化は聞こえない・聞こえにくい人の生活の向上と社会参加の拡大を促進している。さらに、手話言語や手話言語通訳者に対する社会的認知の高まりや手話言語通訳者の雇用の機会の増大などの波及効果ももたらしている。その一方で、特に教育場面においては手話言語通訳を利用できる時間が十分ではないことや、手話言語通訳サービスの利用者が聞こえない・聞こえにくい人全体の半数程度に留まっているといった課題もある。

(2)バイリンガル教育およびろう教員の状況

手話言語法は手話言語と音声言語によるバイリンガル教育の実施を要求している。しかし、現実には教員養成やテキストの準備などの条件整備が進んでいないことを背景として、具体的な取り組みとしてはまだ実施されるに至っていない。

ろう者で教員資格を持つ人はいるが、ろう学校教員になるためには、通常の教員資格に加えて特別支援教育の資格が必要とされることが大きなハードルになっており、ほとんどのろう者はアシスタントの身分にとどまっている。

(3)情報パック制度

子どもの障害が判明した時に、将来の発達の見通しや養育上役に立つ諸制度などの情報を教育関係者や医師がその保護者に提供するものとする情報パック制度は手話言語法とは別に学校教育法および障害者の権利と機会均等に関する 1998 年法律に盛り込まれているが、医師側の手話言語に対する消極的な姿勢や医療従事者の人材不足、バイリンガル教育の展開の遅れなどもあり、十分に実施されるには至っていない。ただし、ろう・難聴を含むすべての障害の種類について、障害を持った保護者に対する説明および医師や看護師に対する説明が盛り込まれたウェブサイトが政府の予算により作成されているなど一部に進展はみられる。

一方、ドイツの法律に情報パックに関する制度が設けられており、補聴器や人工内耳、手話言語を使用した場合の発達見通しなどに関する情報が情報パックに盛り込まれているとの新たな情報も得られた。

(4)テレビ放送番組への字幕・手話言語通訳の付与

テレビ放送番組への字幕・手話言語通訳の付与は国営テレビ局や民放のキー局における

主要な番組を中心に着実に進んでおり、子ども向けの番組では子ども自身による手話言語ナレーションを付与するなど興味深い取り組みも行われている。但し、字幕と手話言語通訳の別に付与状況を見た場合、99.8%の番組に字幕が付与されている一方で、手話言語通訳が付与された番組は0.3%に留まっている。また、ニュース等の生放送番組や地方テレビ局の番組ではまだ取り組み途上であり、今後のさらなる向上が望まれている。

(5)コミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家に対する支援

聞こえない政治家などコミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家に対する手話言語通訳の支援は着実に進んでおり、複数の手話言語通訳者がろうのEU議会議員や国会議員の政治活動を支えている。



図 1 ハンガリーの首都ブダペスト市内・ドナウ川周辺の風景

第2章 ハンガリー手話言語法の概要

1. ハンガリー手話言語法の成立とその基本的な考え方

SINOSZによれば、2009年11月9日の法制定にこぎつけるまでの運動には長年を要し、ロビー活動を含め20年かかっているというということである⁵。同法の制定日は、2017年11月9日、国会において「手話言語の日」とされることが決まったという。手話言語法では、手話言語を使用する人を障害者でなく言語的少数者としてみなしているが、その背景となっているのは、異なる言語を使用するグループはそれぞれ自分たちの言語を使う権利、また自分たちの言語で教育を受ける権利があるという考え方であり、手話言語を使用する人も対等のグループとして同じ扱いを受けているということであった。また、2012年にはハンガリー憲法において、手話言語はハンガリー語と同様にハンガリーの文化の一つとして位置付けられているということである。

2. ハンガリー手話言語法の目的と規定内容

ハンガリー手話言語法は、ろう者および盲ろう者の言語権と公共サービスへの平等なアクセスを保障するために制定され（前文）、その目的は、ハンガリー手話言語の言語的地位を認知すること、そしてろう者および盲ろう者がハンガリー手話言語と特別なコミュニケーションシステム⁶を使用できるようにすること、また政府負担による手話言語通訳サービスを利用できるようにすることにおかれている（第1条）。

同法における主要な規定は以下のとおりである。

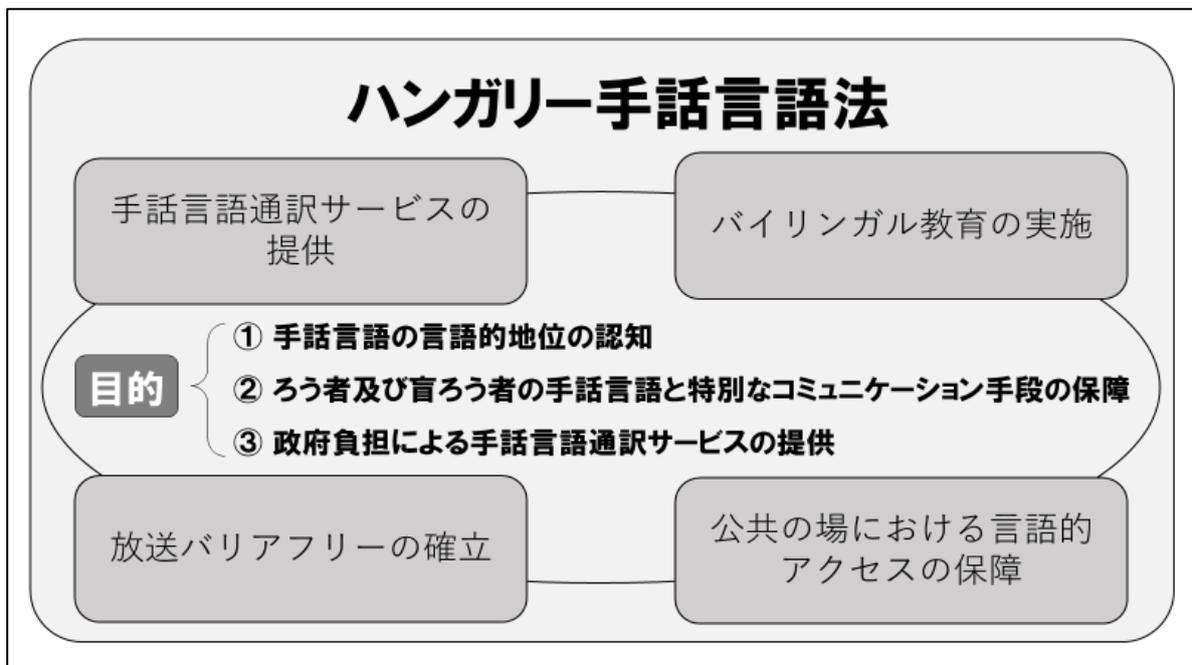
- ① ハンガリー手話言語の言語的地位の認知、ろう者及び盲ろう者によるハンガリー手話言語の使用並びに特別なコミュニケーション方式の使用の保障、政府負担による手話言語通訳サービスの利用の保障（第1条）
- ② 用語の定義（第2条）
- ③ ハンガリー手話言語の独立した自然言語としての認知及びハンガリー手話言語を使用する国民の手話を使用し、発展させ、保存する権利の保障（第3条）
- ④ 無料手話言語通訳サービスの提供（第4条～第7条）
- ⑤ 手話言語通訳者の全国リスト（第8条）
- ⑥ 手話言語通訳者の守秘義務（第9条）
- ⑦ 財政規則（第10条）

⁵ ハンガリーにおける手話言語法採択に至るまでの経緯については全日本ろうあ連盟（2012）『『手話言語法（仮称）制定推進事業』報告書 2012』,45pp.(<https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20120728-sgh-report2012b.pdf>)を参照

⁶ 「特別なコミュニケーションシステム」の定義については、ハンガリー手話言語法第2条 d)「ろう者及び/又は盲ろう者が使用するすべてのコミュニケーション手段を指し、附則に記載の通りである。」と記載されている。

- ⑧ 手話言語および特別なコミュニケーションシステムの使用に関する規則（第 11 条）
- ⑨ ろう者および盲ろう者の手話言語等の学習・使用機会の保障（第 12 条）
- ⑩ 保護者に対するハンガリー手話言語および特別なコミュニケーションシステムに関する研修の提供（第 13 条）
- ⑪ 手話言語もしくはバイリンガルによるろう児の教育（第 14 条）
- ⑫ 公益や障害者の権利や障害者に提供されるサービスについての情報の平等な利用（第 16 条）
- ⑬ 障害が認定される際の保護者に対する医師の情報提供（第 17 条）
- ⑭ 早期教育を受ける権利（第 18 条）
- ⑮ ろうの議員の手話言語通訳を受ける権利（第 19 条～第 21 条）
- ⑯ 行政手続及びサービスにおける手話言語通訳の利用（第 22 条）
- ⑰ 違反行為に関する手話言語通訳者の利用（第 23 条）
- ⑱ 刑事訴訟手続きにおける手話言語通訳者等の利用（第 24 条～第 26 条）
- ⑲ 民事訴訟手続きにおける手話言語通訳者等の利用（第 27 条）
- ⑳ 公正証書の作成手続きにおける手話言語通訳者の利用（第 28 条）
- ㉑ ろう者、難聴者、発達障害者の兵士募集からの免除（第 29 条）
- ㉒ 公共サービスおよび国営テレビ放送におけるハンガリー語字幕もしくは手話言語通訳の提供（第 30 条）
- ㉓ 各規定の施行時期（第 31 条）

図 2 ハンガリー手話言語法の目的を支える 4 つの主要なテーマ



ハンガリー手話言語法は上記のようにろう者、盲ろう者の社会生活に関する様々な場面における平等なアクセスの保障という観点から網羅的な規定を設けているが、その主要なテ

テーマは、SINOSZの説明によれば4つあり、1つ目は手話言語通訳サービスの提供、2つ目はバイリンガル教育の実施、3つ目は放送バリアフリーの確立、4つ目は公共の場における手話言語へのアクセスの保障ということである。つまり、手話言語法の先述の目的を実現するため、これらの4つのテーマを主要な手段として想定しているということである(図2)。今回の調査では、特に1つ目から3つ目のテーマが重点事項となっている。

(コラム1) 障害者権利委員会委員、ラズロ・ロヴァスイ博士によるレクチャー：『障害者権利条約の平行レポート（シャドー・レポート）と協力のための効果的な戦略』

(日時：2017年11月8日 場所：SINOSZ事務所)

障害者権利条約に関し、平行レポート（シャドーレポート）を提出するための効果的な戦略を学ぶ目的で、国連障害者権利委員会の委員を務めるラズロ・ロヴァスイ博士によるレクチャーを受けた。その要旨を以下に紹介する。

(要旨)

- ・経歴：聴覚障害当事者として障害者権利委員会の委員を務めている。そのほか、アダム・コーシャ氏のアドバイザー（欧州議会）や大学講師を兼務している。
- ・障害者権利委員会では、各国からの報告を審査するほか、付属議定書に基づく通報の受付や一般的意見の発表などをしており、扱い件数は年々増加し、過密となっている。また、18人の委員は、それぞれ異なる文化的背景や母国語を有している。これらのことを念頭に、平行レポート（シャドー・レポート）などの準備は進められるべきである。
- ・委員会は年に2回、2カ月ほどしかなく、この期間に、各国からの報告、NGOなどからの平行レポート、それにもとづく事前質問事項、総括所見（最終見解）ならびに通報の処理や一般的意見の検討を行っている。1カ国あたりの審査（建設的対話）では、6時間しか使えないので、当該政府やNGOと「効率的」対話が重要となってくる。
- ・審査にあたっての問題点としては、①国別審査を行う開始前に十分な情報がないこと、②NGOとの事前協議の機会が少ないこと、③平行レポートの内容が一般的で具体性を欠くことなどである。
- ・多くの委員は、英語しか読めず、翻訳作業の関係で、受け取るべき文書の入手が審査に間に合わない場合がある。したがって、NGOは、国別審査のスケジュールをもとに公式な締め切りを予想し、その期限の数カ月以上前から準備し、早めに平行レポートを提出すべきである。とくに重要課題については、詳しい計画を立てて準備すべきである。セッション開始前に間に合うように提出することが重要である。
- ・NGOは委員会との正式な場（建設的対話の直前）だけでなく、障害者権利委員会の一般の見解や何らかの状況が発生した場合に、適時に、NGOの見解や談話を発表すべきである。これによって事前に問題が解決することもあるし、あるいは、委員会が参照したり、NGO自身が平行レポートで引用することもできる。また、以前発表した、平行レポートを更新することも有意義である。2月、6月の委員会の前にアップすることで、それが利用される可能性がある。
- ・平行レポートは、少なくとも国の報告にある記述の一つ一つすべてに対応する必要がある。その際、良い点と悪い点を提示し、一般的・抽象的な書き方はせず、具体的に書く必要がある。可能であれば、データを提示し、きちんとした法的主張の形をとるべきで

ある。主張は、現実的でもっともらしい根拠に基づく必要がある。また、内容については、近隣諸国の最終見解やパラレルレポートなどの経験を参照するとよい。

○主な質疑応答

Q1：パラレルレポートには具体例を記載したほうがよいとのことだが、一方で簡潔に書くことも求められている。具体例は証拠としてたくさん示したほうがよいのか？

A1：具体例は必要だが、すべて列記するのではなく、主張はそれぞれ簡潔に記載することが重要である。

Q2：手話言語法の制定を推進するためには、どのような書き方が効果的か？

A2：障害者権利条約には、直接、手話言語法の制定を求める条文はないので、教育、アクセシビリティなどの関連条文に紐付けて盛り込むことは可能である。また、アクセシビリティに関する一般的意見第2号やインクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号などの一般的意見や障害者権利委員会などが発表した各種見解などを引用することで取り込むことができる。

Q3：英国政府に対する最終見解には、英国ろう協会の期待に反して手話言語法への言及がなかったが、その理由は？

A3：理由はわからない。

(まとめ)

国連障害者権利条約を批准した国の政府は、その条約の内容に基づく国内の取り組み状況について国連にレポートを提出する必要がある。このような政府によるレポートに対して障害者団体などのNGO（非政府組織）が提出するパラレルレポートは政府の取り組みが報告書通りに行われているかどうか、その実態を把握することができる重要なものである。パラレルレポートの提出を直前に控えている時期でもあり、同レポートを提出するための効果的な戦略を障害者権利委員会の委員であるロヴァスィ博士から直接ご教授いただけたことは大変意義あるものであった。

我が国の社会におけるろう者の社会参加の拡大や手話言語の浸透を図っていくためには、パラレルレポートを通じてこうした分野における政府の取組みを促していくことも重要な手立てとなる。今回学べたことをパラレルレポートの提出に向けて十分に活かしていきたい。

第3章 無料の手話言語通訳サービス

1. 制度概要

(1)無料の手話言語通訳サービスの内容と利用対象者、手話言語通訳者の依頼方法

・サービスの内容

ハンガリー手話言語法では、第4条にろう者および盲ろう者が無料の手話言語通訳サービスを利用できることを明記した上で、第5条では提供する手話言語通訳サービスについて、下の表に示すように4つのカテゴリと利用時間の上限を定めている。

まず、全対象者には1人当たりの年間利用時間としてa)の120時間が付与される。これに加えて、中等教育、高等教育、成人教育を受けている者の利用時間がb)～d)のように加増される。

a)に関して、人材能力省によれば利用できる場面に制限はないということであり、職場を含む社会生活の様々な場面での利用が可能となっている。

表3 手話言語通訳サービスのカテゴリと利用時間の上限

タイプ	利用時間
a) 全対象者（人材能力省によれば利用できる場面に制限はない）	年度あたり 120 時間
b) 高等学校、職業訓練高等学校、専門学校の学生	年度あたり 120 時間
c) 大学等の高等教育機関に在籍する学生	1 学期あたり 60 時間
d) 成人向け訓練コースを受講している者	訓練時間の 20%まで

ただし、公共サービス活動の場面で手話言語通訳にかかるコストに関しては、下記第10条(3)において、そのような活動を提供する団体、組織等が負担することとされている。人材能力省による説明では、病院、警察などの公共機関については、手話言語通訳にかかる費用は公共機関が立て替えて、事後に政府に請求するようになっている。

財政規則

第10条

(3) 公共サービス活動の場合、手話言語通訳にかかる費用は、そのような活動を実施もしくは提供する代理業者、団体、もしくは組織が拠出するものとする。

・利用対象者

利用対象者の条件については下記のように第4条第1項により定められている。SINOSZによれば、1998年に成立した障害者関連法規によってバリアフリーサービスを利用できる権利を認められた人が手話言語通訳サービスを利用できるということである。この法律では障害を持つ子どもがいる家庭への助成金の支給など特別な条件を持っている家庭が様々なサポートを受けるための条件を定めており、これらの条件を満たすかどうかについて、医師の証明書が必要となるという。

ハンガリー手話言語法第4条第1項 a)および b)はこの障害者関連法規により権利を取得した者を指している。この条項に該当する者は上述の通りすでに医師の証明を受けているため、同条第2項でその証明について補助金支給資格認定書で足りるとされているのである。一方で、c)と d)に該当する者については専門医による証明等が必要とされている。

こうした手続きにより、ひとたび認定を受けた後はその後半永久的に制度を利用可能であり、利用のたびに手続きをする必要はない。

第4条1項

手話言語通訳サービスを利用できるのは、ろう者、盲ろう者で、ハンガリー国籍を持つ者、移動や滞在の自由を持つ者、または移住し永住権を持つ者である。

- a) 高額家族補助金を受給している者
- b) 障害者補助金を受給している者
- c) その聴覚能力喪失が、片耳で少なくとも、60db以上、または両耳で40db以上の者
- d) その障害は、BNO-10の分類⁷⁾によると、同時に H54⁸⁾と H90⁹⁾というグループに分類される者。

同条第2項

無償手話言語通訳サービスは、第1項の a) および b)のような場合は、補助金支給資格認定書で、第1項の c) および d)のような場合は、専門医の証明書または、専門医が発行した聴力図を提示することにより利用できる。

⁷⁾ 世界保健機関 (WHO) により 2003 年に改訂された国際疾病分類第 10 版のこと。

⁸⁾ H54 とは盲<失明>および低視力を含む疾患グループを指す。

⁹⁾ H90 とは伝音および感音難聴を含む疾患グループを指す。

・手話言語通訳者の依頼と特定の通訳者の指名、筆談による対応

ろう者および盲ろう者が手話言語通訳派遣センターに依頼をした後、手話言語通訳者は派遣担当者の調整によって派遣される。第7条(3)によれば、ろう者、盲ろう者は依頼時に手話言語通訳者の同意に基づき、手話言語通訳者を指名できる。また、SINOSZによれば、ハンガリー語の会話を筆記してほしいという希望にも対応できるという。

・電話リレーサービス

手話言語法に明文の規定はないが、多言語研究センターのロマネク氏より、電話リレーサービスに関して以下の説明が得られた。

電話リレーサービスの利用時間は午前8時から午後8時までとなっている。ただし、救急関係は24時間体制になっており、救急対応を求める電話通訳を依頼した場合は、通常であれば電話通訳の順番を待たないといけないような場合でも優先的に扱われる。利用者は電話通訳担当者に連絡する際、役所関係・医療関係・ろう・難聴協会関係の仕事・自主的活動・救急モードの5つのモードを選択できるようになっているが、救急連絡に関する条件を満たす場合は救急モードを選択して連絡すれば、電話オペレーターが他の通話者の通訳対応をしている途中でもライブチャット画面に救急に関する電話依頼が来ていることを示す表示が出るようになっている。こうした電話通訳体制は、4時間ごとに4人の職員が交代で対応している。

また、聞こえる人がろう者へ連絡をする場合は、ろう者が電話通訳利用登録をする際に与えられた番号を相手方に伝えて連絡してもらう方法になる。

電話通訳で利用した時間は18頁の表3のa)のカテゴリーで付与されている120時間から差し引かれることになっている。また、電話リレーサービスを利用するためには登録の上、専用の電話番号の発行を受けなければならない。

この電話通訳システムは、入札による事業委託方式をとっており、現在は通訳者を多く提供できる体制などの条件を満たしているSINOSZが落札して事業を実施している。委託期間は5年となっており、期限が来るたびに入札を実施することとされている。

(2) 運営体制

・政府資金による全国的な手話言語通訳派遣センターの設置、運営

首都ブダペスト及び国内20県すべてに設置されている手話言語通訳派遣センターの運営については、下記の第10条(2)に規定されている通り、手話言語通訳会社との入札契約により100%政府が資金援助をしている。

人材能力省によれば、同センターの運営は入札により民間組織に委託されており、現在はSINOSZがブダペスト及び国内20県のうち13か所で手話言語通訳派遣センター業務

を受託しているという。これらのセンターはハンガリー手話言語法制定以前の 2003 年に設けられた全国 6 か所の手話言語通訳派遣センターを基盤としているということである。

同センターの運営に関する予算は、下記の第 10 条(1)により現行の予算法に含まれている。つまり、国家予算の枠組みにおいて手話言語通訳サービスや手話言語通訳派遣センターの運営に必要な資金が拠出されているということである。

財政規則

第 10 条

(1) 無料の手話言語通訳サービスおよび、手話言語通訳サービス提供者の運営に必要な基金は、現行の予算法に含まれている。無料の手話言語通訳サービスは、公立基金の仲介による支出が行われる。

(2) 政府は、手話言語通訳サービス提供者の運営を、別途法律に定める入札規則に則り、そのようなサービスを実施する者との間に結んだ財政合意に基づいて支援する。

・手話言語通訳派遣センターが政府から受け取ることができる補助金

手話言語通訳派遣センター業務を受託している SINOSZ によれば、手話言語通訳派遣センターは、手話言語通訳派遣センターとしての認定を受けるために採用が義務付けられている 3 名の手話言語通訳者である社員の週間合計労働時間を基準に、金額の異なる基本補助金を政府に申請できるという。

手話言語通訳派遣センターでは、採用が義務付けられている手話言語通訳者以外の手話言語通訳者の賃金も基本補助金から支払われる制度が導入されたことによって、申請できる基本補助金の金額は次のようになっている。

表 4 手話言語通訳派遣センターが申請できる基本補助金の金額（通訳者のタイプ別）

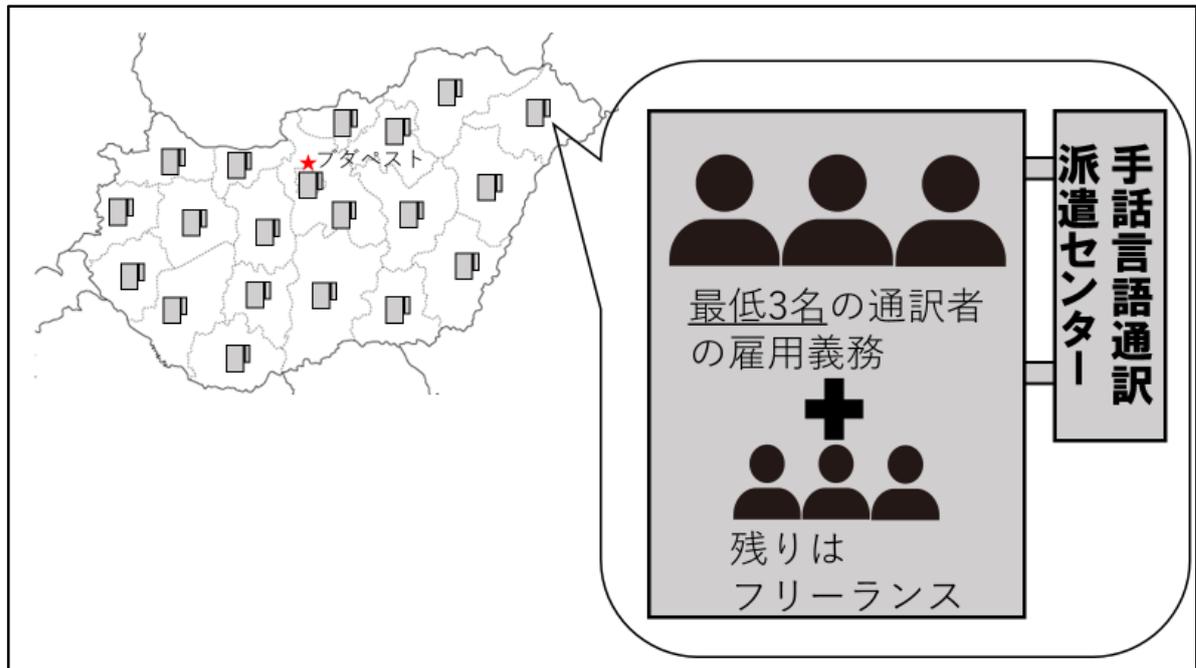
採用が義務付けられている通訳の週間合計労働時間	採用が義務付けられている通訳（3 人）のみ採用されている場合に申請できる月間基本補助金の最高金額	より多くの手話言語通訳の採用の場合に申請できる月間基本補助金の最高金額
80-84 時間	870,000 Ft (約 34 万円)	1,010,000Ft (約 40 万円)
85-119 時間	1,180,000Ft (約 47 万円)	1,320,000Ft (約 52 万円)
120 時間	1,180,000Ft (約 47 万円)	1,440,000Ft (約 57 万円)

※参考：1 フォリント（Ft）＝約 0.4 円

・手話言語通訳者の身分、資格、養成、研修

SINOSZ の説明によれば、手話言語通訳派遣センターの手話言語通訳者は最低 3 名が正社員（被雇用者）として採用されており、残りはフリーランスとして通訳業務を行っているという。（図 3 参照）

図 3 ハンガリー国内に設置されている手話言語通訳派遣センターのイメージ



手話言語通訳者として業務を行うには、ハンガリー手話言語法が承認する認定機関が発行する専門資格を習得しなければならないなどの条件が明記されている（第 8 条第 1 項）。さらに、手話言語通訳サービスを提供する者は手話言語通訳者の全国リストへの登録が必要であり、登録内容としては住所や資格などの基本的な個人情報に加え、本人の活動に関する記述や遂行する通訳の種類などが含まれる。全国リストを管理する機関はウェブサイトですうした情報を掲載することとされている（以上について第 8 条第 2 項、第 4 項、第 5 項）。

手話言語通訳者の全国リスト

第 8 条

- (1) 以下の目的による手話言語通訳は、
- a) 無料の手話言語通訳サービス、
 - b) あらゆる公共サービス活動、および／もしくは
 - c) 第 10 条第(4)項に定める音声検査

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

通訳活動を実施する免許が保留状態の者ではなく、本法律が承認する認定機関が発行する規定の定める専門資格を習得し、またそこで定める他のすべての条件を満たした、犯罪歴のない者のみが行うものとする。

(2) 第(1)項に定める、手話言語通訳サービス提供を行う意思を持つあらゆる者は、手話言語通訳者の全国リスト（以下「リスト」と表記）を管理する責任を有する機関に、その意思を明示して申請する。申請には、申請者の個人情報を含むものとする。

(3) リストを管理する機関は、手話言語通訳活動を行う資格を付された者の記録を、本文書第(2)項に定める申請提出後ただちに保管する。

(4) リストには、手話言語通訳者に関する以下の情報を含むものとする。

略（巻末付録資料参照）

(5) リストを管理する機関は、リストに掲載している登録手話言語通訳者に関する以下の情報を、そのウェブサイトに掲載する場合がある：

略（巻末付録資料参照）

図 4 手話言語通訳者の養成について語る人材能力省障害部部長ペーテル・ユハース氏



手話言語通訳者の養成に関して、養成機関の一つである SINOSZ による説明では、手話

言語通訳者の養成は 1100 時間の授業を含む国による養成研修制度の専門養成研修コースで実施されており、内容としては 1100 時間のカリキュラムを 2 年間かけて 4 学期で修了する実技中心の専門コースとなっているという。これとは別に SINOSZ により実施されている手話言語講座では複数のレベルが用意されており、現在の受講者は毎年約 1,000 名で推移している。また、そのカリキュラムに関しては、EU（欧州連合）によって設けられている言語能力フレームワーク（言語能力を測るための手法）の内容をハンガリーでも取り入れて手話言語教育のカリキュラムを作成しているという。

ただし、人材能力省によれば、手話言語通訳者の資格は他の言語通訳者のように国家資格としては位置づけられていないということである。しかし、指定された学校で指導を受け、実績も必要とされていることや 3 年ごとに教育研修を受講しなければならないとされていることから、手話言語通訳者のレベルに関して地域的な差はそれほど見られないということであった。また、手話言語通訳者の養成を委託する学校は 3 年ごとに入札で決定されるという。

・手話言語通訳者の守秘義務

第 9 条では下記のように手話言語通訳者の守秘義務について規定し、職務上知り得たあらゆる内容についてろう者・盲ろう者の承諾がない限り、守秘義務が課されることを明記している。

守秘義務

第 9 条

- (1) 手話言語通訳者は、その活動に関連して知るところとなつたいかなるデータ、事実、また情報を漏洩しないものとし、またその義務は通訳活動を止めた後も継続する。
- (2) そのような守秘義務は、ろう者もしくは盲ろう者が、手話言語通訳者をその義務から解放した場合、もしくは法律で定めたいかなるデータ、事実、また情報を開示した場合は適用されない。

(3)権利の保全（手話言語通訳サービスの利用に関する苦情・不服申し立て・評価）

SINOSZ によれば、手話言語通訳サービスの利用に関する苦情・不服申し立ての手続きに関しては下記のような取り扱いがなされている。

手話言語通訳派遣センターの運営や手話言語通訳の利用条件に関する法令で、手話言語通訳派遣センターは利用者に対してクライアントの通訳サービスに対する意見、苦情などの管理体制に関する情報を含むサービス概要を公開する必要があると定められており、SINOSZ によって管轄されている 13 か所の手話言語通訳派遣センターの運営は SINOSZ によって監視されている。

苦情は各センターの担当課長に書面で提出することになっており、寄せられた苦情に対

して手話言語通訳派遣センターは、苦情を受けて実施された対策の内容を書面で回答しなければならない。苦情を受けて実施された調査およびその回答については通訳者側も知らされることになっている。苦情を提出した者が回答に不満がある場合は、手話言語通訳派遣センターのセンター長宛てに再調査希望を提出することができる。このような場合、再調査を実施するための特別委員会が設けられるが、そのメンバーには他県に勤める通訳者が少なくとも1人は加わるものとされている。

また、SINOSZによれば、手話言語通訳サービスの運営はFSZK（障害者の機会均等のための公益法人）によって監視されているが、手話言語通訳サービスの評価は行われていないという。

2. 制度をめぐる現状と課題

(1)制度運営経費の年度別状況（全国・ブダペスト）

SINOSZ から提供された資料によれば、制度運営経費にかかる年度別状況については、下記の通りとなっている。年度途中からの数値となっている2012年度を除き、全国総計ではおよそ1,500万円前後の範囲内で安定的に推移していることがわかる。

表 5 制度運営経費の年度別状況（全国・ブダペスト）（単位：万）

	2012.06.01- 2013.03.31.	2013.04.01.- 2014.03.31.	2014.04.01.- 2015.03.31.	2015.04.01.- 2016.03.31	2016.04.01.- 2017.03.31.
全国総計	26,438.25 (約 1,057 万 5 千 円)	37,696.75 (約 1, 507 万 8 千円)	39,270.25 (約 1, 570 万 8 千円)	36,795.25 (約 1,471 万 8 千 円)	37,290.5 (約 1,491 万 6 千 円)
Budapest	8,545.5 (約 341 万 8 千 円)	12,924 (約 516 万 9 千 円)	13,183 (約 527 万 3 千 円)	13,001.25 (約 520 万円)	14,651.75 (約 586 万円)

※注 1 上段フォリントの単位：千 例) 26,438.25 = 2,643 万 8,250 フォリント

※注 2 1 フォリント=約 0.4 円)

(2)ハンガリー手話言語法制定による成果

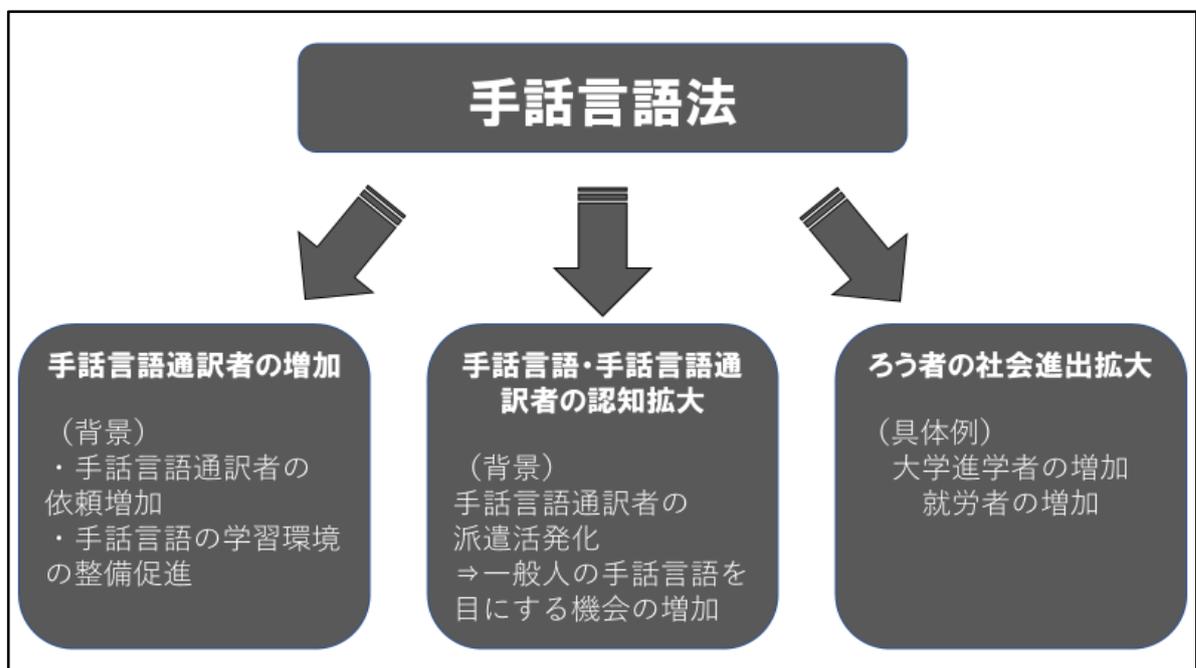
SINOSZによれば、ハンガリー手話言語法が制定され、手話言語通訳者の支援を受けられるようになったことでろう者の社会参加が拡大しているという。また、手話言語通訳者の派遣が活発に行われるようになった結果として、社会の様々な場面で手話を目にする機会が増加したことにより、人々の手話言語に対する認知が進み、手話言語通訳者を同行しても相手方に戸惑われるようなことがなくなっているということであった。

また、手話言語通訳の派遣依頼が増えてきていることで手話言語通訳者の仕事も増加し

ているという。このように手話言語通訳者の職業としての魅力が高まったことは手話言語の学習環境の整備が進んだこととの相乗効果もあり、手話言語通訳者の増加にも結び付いているという。2004年の時点ではブダペスト市内で手話言語通訳を専門としている者は2、3人にすぎなかったが、現在は全国で160名程度に増加しているということであった。

ろう者、難聴者の社会生活における具体的な変化として、ろう者、難聴者の大学進学が拡大しており、SINOSZが把握しているデータによれば、それぞれのグループにおける大学卒業者の割合は、ろう者5%、難聴者24%となっている。また、就労面でも、SINOSZの障害者雇用に関する人材紹介サービスにおける積極的な取り組み¹⁰や障害者の雇用促進に関する制度の改正¹¹による効果とも重なって、ろう者に対し、企業の採用意欲が高まっているという。

図5 手話言語法制定に基づく手話言語通訳サービスによる社会的効果



¹⁰ SINOSZは、テスコなどの大手スーパーやメルセデスベンツ、ガソリンスタンド等の大手企業と連携して人材紹介サービスを提供している。求職者への支援としては、教育研修、職場探しの支援を、企業に対する支援としては人材募集、職場環境の確認、特に、ろう者との情報共有のためのバリアフリーに関する情報提供などを行っている。こうした積極的な取り組みが功を奏し、企業の間では、ろう者の雇用に関することはSINOSZに相談すればよいという信頼が高まっているという。

¹¹従業員25名以上の企業は、障害者を1名雇用しなければならないことになっており、こうした条件を満たしていない場合は所定の税金を支払わなければならない。この税金額について、2010年以前は、雇用数が不足している障害者1人当たり年間63,400フォリント（約30,000円）であったが、2010年からは100万フォリント（約50万円）と大幅に引き上げられている。

(3)手話言語通訳サービスをめぐる課題

・ハンガリー手話言語法に対する認知不足

SINOSZ はろう者、難聴者の間で依然としてハンガリー手話言語法の存在を知らない人が多い可能性を指摘しているが、人材能力省も統計調査の結果として、半数以上のろう者が手話言語通訳サービスを利用していないことを明らかにしており、こうした状況が実際に起きていることを認めている。

・教育の場面において付与される手話言語通訳サービスの利用時間の少なさ

高校以上の学校に通う場合は半年で 60 時間、年間で 120 時間が教育のための手話言語通訳サービス時間として追加される。しかし、その時間では十分に授業時間をカバーしきれないため、通常の利用のために配分されている 120 時間も学校での学習のための手話言語通訳にまわすことになる。その結果として、生活上の他の場面で手話言語通訳を利用できなくなってしまうケースが出ている。(以上については、多言語研究センター：ロマネク氏より)。

・手話言語通訳サービスの対象外となっている小学校教育における情報保障の問題

教育関係では高校・大学・専門学校では、120 時間の手話言語通訳サービスの枠が与えられているが、小学校については対象外となっており、手話言語通訳サービスを受けることができない。このため地域の小学校に通う聞こえない生徒たちの授業における情報の保障が課題となっている(以上については、SINOSZ より)。

・病院での手話言語通訳費用に関わる精算手続き上の問題

手話言語通訳にかかる費用は公共機関が立て替えて事後に政府に請求するシステムになっているが、公共機関に対する周知不足から十分に理解されていないために、その費用の立て替えを拒否するケースが相次いでいる。また、病院から、立て替え払いした手話言語通訳費用の精算手続きが煩雑であるとのクレームが多く寄せられている。さらに、手続きに時間がかかるため、手話言語通訳派遣センターへの通訳料の支払いが遅延してしまう状況も生じている。ただ、時間が経過するとともにクレームも減少しているという(以上については、人材能力省より)。

3. まとめと今後の方向性

手話言語通訳サービスに関しては、一部に依然として課題は見られるものの全般的に高い評価が寄せられており、成功している分野であるとみなされている。社会全体としても、ろう者や手話言語に対する認知の拡大を促すとともに、手話言語通訳者の雇用の機会の増加やろう者・難聴者の就労の機会や進学の際の機会の増大をもたらすなど、幅広い効果が表れている。手話言語通訳者の仕事の増加は、手話言語通訳者の数や手話言語通訳者を目

指す者の増加に結びついており、雇用機会の拡大にも繋がっている。その意味で手話言語法の恩恵はろう者や難聴者にとどまらず一般の人々の間にも及んでいるといえるだろう。

ハンガリーにおける手話言語通訳サービス制度をめぐって特に注目すべき点は国内全県に設けられている手話言語通訳派遣センターにおける職員の身分をめぐる取り扱いである。SINOSZによる説明にもあったように、同センターでは最低3名の手話言語通訳者が正社員としての配置を義務付けられているが、そのような扱いは、手話言語通訳者の身分の安定につながるものであり、大いに評価されてよいであろう。全国的に手話言語通訳者の不安定な身分が問題化している我が国にとっては大いに見習うべき点である。

一方で、手話言語通訳サービスに関しては、その利用時間をめぐって特に教育場面における情報保障の面で大きな課題が生じている。政府は年間に提供できる手話言語通訳サービス時間の総量を36,000時間とした上で、一人当たりの利用可能時間の上限を年間120時間に定めている。このように利用時間に上限を設定することは、上限に達した後もさらに通訳サービスを必要とする利用者のニーズを満たすことができなくなるというデメリットがある。政府は利用者のニーズ調査をした上で利用時間の上限を定めたとしているが、教育場面における手話言語通訳サービスの利用時間の不十分さは明白である。さらに、小学校教育の場面は手話言語通訳サービスの対象外とされている。取材の中で、ろう者・難聴者の大学進学者が増えているものの、その割合は知的障害者と同程度にとどまっていることが明らかにされたが、このような事実はろう者・難聴者の教育を受ける機会の保障が十分でないことが進路選択上の不利につながる可能性があるということを示していると言えるだろう。

一方、我が国においても、地域の小中高等学校で学ぶろう者・難聴者は増加の一途をたどっており、大学進学者も拡大傾向にある。しかしながら、公的な制度の枠組みの中で彼らの情報保障を実現する体制は全く整っていない。こうした状況の中で教育機関におけるろう者・難聴者の情報保障が問題になっている。手話言語法の制定によって教育の場における情報保障を公的な枠組みの中で実現していく体制を整えたという意味でハンガリーの取り組みは我が国にとって模範とすべきものである。但し、そのハンガリーにおいてさえ、時間の制約のために利用者のニーズを満たさきれていないという点で課題を抱えており、その解決をどう図っていくか、今後もハンガリーにおける取り組みを注視していく必要があるだろう。

図 6 手話言語通訳サービスや手話言語通訳者養成の中核を担うハンガリーろう・難聴協会（SINOSZ）との対談の様子



第4章 バイリンガル教育

1. 制度の概要

ハンガリー手話言語法では、下記の通り第14条第1項で、保護者が教育方法を決定する際の選択肢として、バイリンガル教育と聴覚口話法の2つを明記している。ただし、バイリンガル教育の実施については3名以上の保護者による文書の要請が条件となっている（同条第3項およびSINOSZによる説明）。また、同条第4項において、バイリンガル教育に基づく指導は、公教育法上の資格を有する者で、さらに高等教育機関が発行する手話言語指導資格を有する者、あるいは高等教育機関が提供するバイリンガル教育に関する特別な研修の修了資格を有する者のみが実施することができるとされている。バイリンガル教育による指導において専門性を確保しようとするものである。このため、バイリンガル教育を担うことのできる人材の養成が求められることになる。

ろう児教育に関する特別規則

第14条

第1項 ろう児は、本人の父母(保護者)の決定により、バイリンガル教育あるいは聴覚口話法を使った早期教育を受けることができる。

第2項 父母(保護者)は、第1項に関する決定について、学年歴が始まる90日前までに、文書で意思を表明しなければならない。

第3項 特別ニーズ教育機関は、ろう児および盲ろう児の父母(保護者)から文書で要請があった場合、バイリンガル教育による幼稚園教育、学校教育を提供する必要がある。

第4項 早期教育、幼稚園教育、学校教育におけるバイリンガル教育に基づいた指導は、公教育法第17条に明記された資格を有する者で、高等教育機関発行の手話言語指導資格を有する者、あるいは高等教育機関が提供するバイリンガル教育に関する特別な研修コースを修了したことによる特定の資格を有する者のみがおこなうことができる。

第5項 略

2. 制度をめぐる現状と課題

SINOSZは政府と積極的に交渉を重ね、バイリンガル教育の実現に向けた基盤固めを進めてきたということである。これまでの成果として、ハンガリー手話言語の研究を行うための助成金をEU(欧州連合)から獲得し、2年間研究を進めた結果、手話言語はほかの言語と同格の言語であることやハンガリー手話言語を通して教育できる可能性を証明したという。そして最終的には、教員養成大学で手話言語とバイリンガル教育のコースを設けることができたということである。しかしながら、バイリンガル教育の実施は遅れているということであった。その理由をめぐってそれぞれの取材対象者から以下の指摘が得られた。

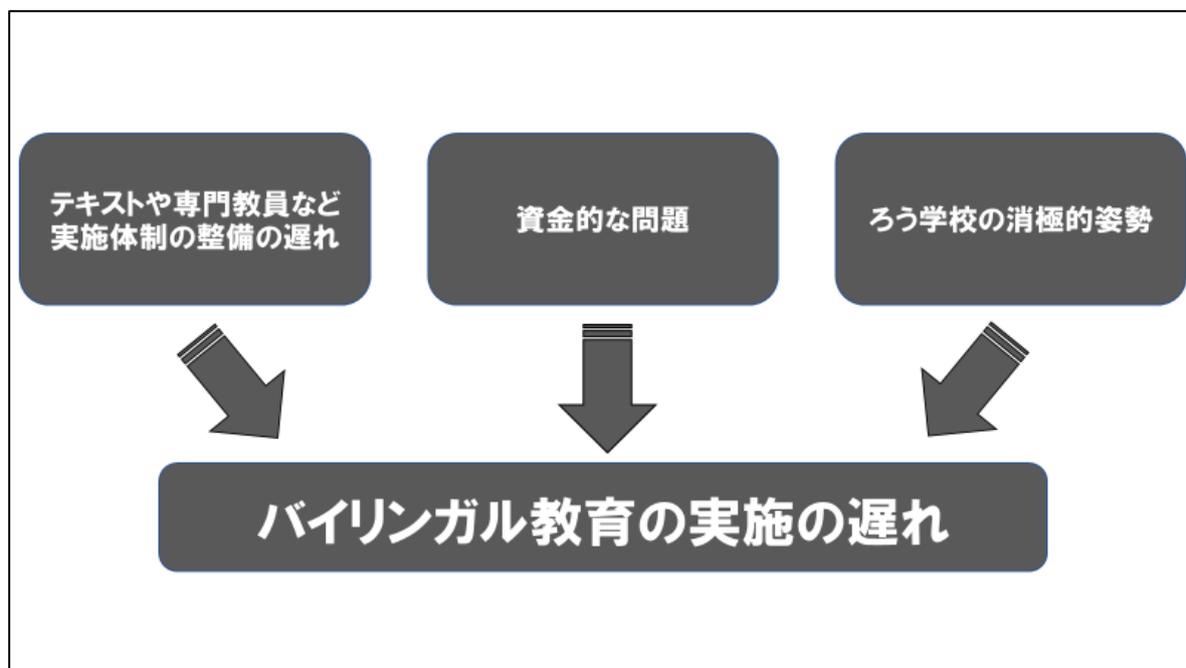
・バイリンガル教育の実施が遅れている主な理由

バイリンガル教育がまだ実施されていない理由として、多言語研究センターのロマネク氏は以下の3つの理由を指摘している。第一の理由は2009年にハンガリー手話言語法が成立した際、7年後の実施を見越してバイリンガル教育向けテキストの準備やバイリンガル教育専門の教員、手話言語教員の養成、手話言語研究など、バイリンガル教育の実施に向けた計画を立てていたにもかかわらず、予定通りに進んでいないこと、第二の理由は資金的な問題に関すること、第三の理由はろう学校がバイリンガル教育の実施に対して消極的な姿勢を取っていることである。

SINOSZからも以下のように同様の指摘があった。本来ならば2017年にバイリンガル教育向けの教科書の準備や教員養成は終えているはずだが、実際はまだ終わっていないという。

さらに、難聴者・ろう者向け特別クラスの教員の指摘によれば、ブダペストに教員養成大学が1つあるが何年も前からバイリンガル教育の教員養成は行われていないため、全く教員は養成されていない状況であるという。また、ハンガリー手話言語法では手話言語教育ができる人材が必要と言っているがその養成はおろか、手話言語を教える教員を養成するためのカリキュラムも全く決まっていない状況であるということであった。

図7 バイリンガル教育の実施が遅れている理由



・バイリンガル教育の実施の遅れによる教育現場への影響

SINOSZによれば、バイリンガル教育の条件が整っていないため、ろう児も地域の学校で学んでいる。ろう学校では様々な障害をもつ生徒たちが通うようになっており、授業は

遅れている生徒に合わせて進むため、授業の進度に影響が出ているという。

・ろう学校におけるろう者教員の不安定な身分

SINOSZによれば、ろう者で教員資格を持つ人はいるが、実際は補助スタッフとして採用されているケースが多いということであった。一般の教員資格に加えて特別支援教育に関する教員資格が必要になるためだという。さらに、小学校低学年の教員資格はまた別に取得する必要があるが、そのためには聴力 30dB 以下という条件等を満たす必要があるということである。こうした事情も重なって、ろう学校においてろう者が正規の教員になることは容易ではない。

多言語研究センターのロマネク氏による指摘でも、ろうの先生はハンガリー全体で8名いるが、特別支援教育の資格を持ったろうの教員はいないことが明らかにされている。ろう学校教員になるためには特別支援教育の資格が必要だと規定されていることや、特別支援教育の教員養成の大学に入るためには一定の聴力があることが条件となっていることから、聞こえない・聞こえにくい人にとって特別支援教育の資格を取得することは容易ではない。実際、美術など一般教科の資格を持ったろうの教員が25年間ろう学校で美術を教えているが、優秀であるにもかかわらず、アシスタントの身分にとどまっているという。

図 8 バイリンガル教育の実施をめぐる課題を指摘されるハンガリー科学アカデミー言語研究所多言語研究センター ペーテル・ザラン・ロマネク 氏



3. まとめと我が国への示唆

関係者への取材の結果、法律が定めていた実施期限を迎えてもバイリンガル教育は実施されるに至っていない現状が明らかとなった。

その背景を明らかにすることが重要であるが、まず、手話言語法に基づくバイリンガル教育の実施にあたっては、①バイリンガル教育を担う人材の養成が進んでいるか、そして②バイリンガル教育の実施について教育現場の体制が整っているか、が重要なポイントとなろう。これらのポイントごとに聴取された課題を見ていきたい。

まず、バイリンガル教育を担う人材の養成については、教員養成大学における人材養成が遅れていることや手話言語教育を担当する人材の養成のために必要なカリキュラムが確立されていないことが課題として示された。次に、バイリンガル教育をめぐる教育現場の実施体制については、ろう学校のバイリンガル教育に対する消極的な姿勢やバイリンガル教育向けの教科書の準備ができていないことが問題点として挙げられた。

教員養成大学におけるバイリンガル教育を担う人材の養成をめぐることは、何年も前から行われていないという指摘があった。手話言語法第14条第4項において、下記のようにバイリンガル教育を担う人材の条件として高等教育機関による資格の付与や研修コースの受講を条件としているにもかかわらず、高等教育機関においてそのような資格を付与するための仕組みやコースを設置することに関する具体的な内容について手話言語法の中で全く言及されていない点は疑問が残る。一定の資格を持つ者によるバイリンガル教育の実施を目指すのであれば、そのような資格の所持者を養成するためのシステムの設置ないし運用について何らかの形で明示的かつ具体的に規定することが望ましい。

第14条

第4項 早期教育、幼稚園教育、学校教育におけるバイリンガル教育に基づいた指導は、公教育法第17条に明記された資格を有する者で、高等教育機関発行の手話言語指導資格を有する者、あるいは高等教育機関が提供するバイリンガル教育に関する特別な研修コースを修了したことによる特定の資格を有する者のみがおこなうことができる。

手話言語教育を担う人材を養成するためのカリキュラムが確立していないことに関しては、従来の手話言語学習者もしくは手話言語通訳者を養成するために用いられてきたカリキュラムを、手話言語教育を担う人材育成のために転用することが難しい事情をうかがわせる。手話言語通訳者と手話言語教育者のそれぞれの役割・目的の違いを踏まえた議論を通して、手話言語教育を担う人材を育成するためのカリキュラムを確立することが重要であろう。

続いて、ろう学校のバイリンガル教育に対する消極姿勢については、先に挙げたテキストの準備や専門の教員、手話言語教員の養成が遅れていることも影響していると思われる。さらに、ろう学校におけるバイリンガル教育の実施について、ろう学校側の合意が十分に得られていなかったとしたら、当然ながら消極的な姿勢を助長させてしまうことにな

ろう。バイリンガル教育を法律によって教育現場に実施させようとしたとしても、結局は現場における合意が得られない限りその円滑な実施に支障が出る可能性があるということを示唆している。したがって法律によってトップダウン的に実施していくのではなく、現場の合意を得ながらバイリンガル教育の実施を図っていく姿勢が肝要である。

さらに、バイリンガル教育向けのテキストの準備が遅れていることが、バイリンガル教育を実施していく上で大きな障害となっていることは十分に留意しなければならない。

我が国において手話言語法に基づくバイリンガル教育の確立を目指すのであれば、上記の議論を十分に踏まえた上でその規定内容を慎重に検討していく必要があるだろう。

(コラム2) ハンガリーのろう教育～ある高等学校におけるろう・難聴クラスにおける取り組み

(解説：EduKidのスタッフでもある難聴者・ろう者向け特別クラス国語教員かつ手話言語通訳士：氏名未確認)

1. ハンガリーにおけるろう教育の概況

ろう学校は全国で8か所設置されており、うち2か所はブダペストにある。もっとも古いのがワーツろう学校であり、全国初めてのろう学校として1802年に設立されている。

ろう学校の生徒たちの小学部卒業後の進路の問題がある。ハンガリーでは小学校が8年間となっており、それに続く学制として高等学校が設けられている。小学校を卒業した聞こえない生徒を対象として専門的な知識教育を実施している施設がある。同施設は工業高校のような形であるが、そこで工業を専門的に学んでも卒業後の就職に結びつかないという問題がある。例えば、じゅうたんを作る職人としての教育を受けても卒業後、雇用される場所がない。さらに、この専門学校を卒業すると、他の高校に入学する権利を失うことになる。大学に入るには正式な高校を卒業する必要があるが、この専門学校に入った場合は大学に入学する権利を失うことになるため、きちんと高校の卒業試験を受けられる学校に入ることが重要である。しかしながら、聞こえない生徒にとって小学校卒業後の選択肢として地域の高校に入ることは容易ではない。

2. 高等専門学校の難聴・ろう者向けの特別クラスにおける教育について

ろう者・難聴者向けの特別クラスがある高等専門学校はハンガリーで1つのみである。ろう者・難聴者向けの特別クラスの生徒数は47人でハンガリーでは一クラスの人数としては多い方である。人工内耳を装着している生徒たちに問題は起きていない。人工内耳をつけていてもろう者としてのアイデンティティを持って手話を使っている生徒もいる。手話と口話を使い分ける生徒もいる。幼少時に保護者の判断で人工内耳をつけられた生徒が17、8歳になったとき自分の判断で外すこともある。

同校は高等専門学校として位置づけられており、合計生徒数は500人程度である。履修コースとして、聞こえる生徒は工学を学び、ろう者と難聴者はITを学ぶシステムになっている。同校にはろうの教員が3名おり、うち2人はIT科目を、もう1人は歴史を担当している。

同校における教育目的は「幸福な大人」になることであり、教育方針として、適切な教育を施すことと生徒の成長を支えることの2つの目標が掲げられている。高校卒業資格認定試験では聞こえる生徒と同じ内容を受験することになっている。教育方針として、記憶力を訓練することを重視している。比較的重い重度難聴の生徒特有の問題として、音声でのコミュニケーションが難しい上に手話言語も通じないため学力が遅れやすいということがある。そこで、言語能力を伸ばし、思考力を育てることが重要である。

入学時はボキャブラリーが少ないため細かい表現が難しく、表現力が十分ではないため、

手話言語でも表現が難しい生徒がいる。専門小学校（ろう学校小学部）での 8 年間は口話に関する訓練が多いため、言葉での表現力が十分に育たないという課題があり、こうした状況を少しずつ改善している。

社会で生活できるようにする社会的な教育が重要である。高校卒業時は 20 歳を超えているため、個性を育てることが重視されている。失敗を繰り返す中で自信を失うことが多いため、積極性を高められるように支えることやアイデンティティを持たせる教育が重要である。例えば、手話言語コンテストなどのイベントを開き、生徒が自分の気持ちを自由に表現する楽しみをみてもらえるようにしている。このイベントではろう者の成功者もしくはろうの世界の中で特別なことをやっている人たちをゲストに呼ぶようにしている。将来、どのようなキャリアがあるか見通しを持てるようにすべきであり、そのためにもロールモデルを示す必要があるからである。

授業ではパワーポイントなどの視覚的な教材を使用している。数学ではグラフに関する内容についてアニメーションを入れたパワーポイントスライドやストーリーの動画を活用して指導している。高校卒業資格認定試験の対策として、本来は許されることではないが、出題されない内容は省いて必要な内容を中心に教えている。

（補足）

以上については、手話言語通訳士でもある高等専門学校のろう者・難聴者向け特別クラスの教員が語った、ハンガリーにおけるろう教育の概況や同氏の勤務先である学校のろう者・難聴者向けの特別クラスにおける教育の状況をまとめたものである。ろう学校における一般的な教育状況に関する説明ではないことに留意されたい。

第5章 聞こえない子どもが生まれた保護者への情報提供（情報パック制度¹²）

1. 調査の経緯

ハンガリー手話言語法は、第14条第5号で教育関係者が保護者に対して教育方法に関する情報提供のあり方を規定するとともに、第17条において医療関係者が利用可能な諸制度や発達可能性に関する情報を保護者に提供することを義務付ける内容の規定を障害者法に追加する旨を規定をしている。これらの規定では、人工内耳装用や聴覚口話法へ偏りがちであった状況を是正¹³、手話言語やバイリンガル教育に関する情報も併せて提供するシステムの構築を促すことが期待されていた。

第14条第5項

公教育法に従って任命された専門家およびリハビリテーション委員会は、バイリンガル教育および聴覚口話法教育についての情報を父母(保護者)に提供しなければならない。

第17条

障害者法の第12条に、以下の第4項を追記する。

第4項 未成年者の障害を認定する際、医師または医師が承認した医療従事者は、すみやかに父母(保護者)に対し、利用可能な諸手当および発達可能性についての情報を提供しなければならない。社会平等の促進に責任を有する大臣は、こうした情報を掲載した発行物を提供しなければならない。

第17条については、2011年1月1日から施行されることが第31条に規定されていたが、その実施は遅れていた。2016年の第2回欧州視察で、アダム・コーシャ欧州議会議員より、2017年に実施される見通しであることが示されていたため、今回の視察では、同年から実施されることになっていた第14条第5項とともにその実施状況について明らかにすることを最重点事項としていた。

¹² 全日本ろうあ連盟（2012）〔前掲脚注5参照〕に収録されている取材記録において、アダム・コーシャ欧州議会議員がこれらの規定を指すものとして「情報パック」という言葉を用いている。ただし、手話言語法において「情報パック」という用語が明示的に使用されているわけではないことには注意する必要がある。しかしながら、我が国においてはこれまでコーシャ氏の発言を踏まえて「情報パック」として紹介されてきた経緯を考慮し、本稿では便宜上「情報パック」を用いることとした。

¹³ 情報パックの意義について、全日本ろうあ連盟（2012）に掲載されている「欧州ろう連盟事務局長のマーク・ウィートレイ氏及び欧州議会議員のアダム・コーシャ氏へのインタビュー記録」でコーシャ氏は次のように述べている。「現況では、医師は人工内耳を強く勧めており、無料で人工内耳の埋め込み手術が出来る、確実に聞こえるようになるといったような情報を提供するわけで、保護者はもちろんそれを信じ、人工内耳埋め込み手術の選択をするわけですね。そうではなくて、あらゆる情報、人工内耳だけでなく、手話言語、手話言語通訳など様々な情報を同時に提供して、保護者がより良い方法を選択すること、これが大切だと思います。」

2. 情報パック制度をめぐる現状

聞こえない子どもが生まれた保護者への情報提供を内容とする情報パック制度に関する現状について、言語研究所多言語研究センター、ペーテル・ザラン・ロマネク氏、人材能力省、Edu Kid（乳幼児聴力検査センター）より以下の指摘があった。

(1) 言語研究所多言語研究センター、ペーテル・ザラン・ロマネク氏

医師がすべての情報を提供すべきとする規定を追加する障害者法の修正条項は 2013 年に成立している。しかし、ハンガリー手話言語法は医師については関与していないため、基本的に医師は人工内耳や補聴器に関する情報を基本的に提供している。また、その結果として、保護者には選択権が保障されてはいても、医師から一方的に提供される情報に限られており、手話言語やデフコミュニティに関する情報を知ることができず、実質的には選択の余地がない状況にある。

ハンガリー手話言語法と障害者法の兼ね合いが課題となっており、手話言語法そのものに医師がすべての情報を提供すべきとする条項が盛り込まれていない点が大きな問題となっている。また、今後の展望として、ろうの子どもが生まれたとき、手話言語やろうについて専門知識を持っている人に保護者をつなげる役割を医師に担わせて、保護者に必要な情報が提供されるようにすることが必要である。さらに、同氏は、聴力検査や発音の必要性、手話言語教育やろう文化に関する様々な情報をもとに、保護者が口話中心または手話中心にするかどうかを適切に自己決定できる環境を構築できるように政府に働きかけていくことが重要である、と説明している。

また、ハンガリー手話言語法成立後のろうの子どもや難聴の子どもの通学先をめぐる状況について、同氏は以下のように解説している。ハンガリーにはろう学校が 7 校、難聴を対象とした学校が 1 校あるという。そして、ろう学校には視覚障害や知的障害とのろう重複障害者が増える中でろうの子どもが減っているため、教育レベルが低下しており、そのような状況を嫌ったろうの子どもがろう学校から難聴を対象とした学校に転校するようになっているということであった。その影響で難聴を対象とした学校ではろうの子どもが増えて手話を使うようになってきているため、難聴の子どもは地域の学校に入るようになってきているという。デフファミリーでもろう学校から地域の学校にろうの子どもを転校させるケースが出てきているということであった。それでも、手話言語通訳者がつくとは限らないため、デフファミリーでは保護者が手話言語通訳者を利用できることを知っていることから、手話言語通訳者をつけてもらえるように動くケースもあるが、そのように（情報保障の）あるべき姿を実現できるように運動していく必要があるということであった。

(2) 人材能力省

政府の予算により作成されたホームページがあり、すべての障害の種類について、障害を持った保護者に対する説明および医師や看護師に対する説明が盛り込まれている。

医師としては説明すべき義務を課す規定に従って十分に説明するのが難しい現状がある。

患者の数に対してサービスを提供する医療従事者が足りないために説明をするのが難しいことや障害者には多くの種類があり、それぞれの内容について深く説明するには医師の負担が大きすぎることも背景となっている。こうした状況を踏まえて、ウェブサイトを作って具体的な説明を載せるようにしているが、不十分であることは理解している。

成功した聞こえない大人のモデルとして、例えばハンガリー国会議員になったろう者の議員や EU 議会議員になったろう者を出していく必要があると考えている。

(3) Edu Kid (乳幼児聴力検査センター)

(バイリンガル教育に必要な教員養成やカリキュラムの準備が遅れていることを指摘した上で) これらのものが存在しないこともあり、保護者に与える情報パック制度は一切出来上がっていない。また、保護者にどのような情報が与えられているのかということに関しては、全国的なレベルでは全く何もわかっていない。

一方で、学会などにも出席してろう者のニーズを訴えるといったように SINOSZ がろう者も対等な国民であることを強調して活動していることもあり、この数年は進展がある。好事例として、コーシャ氏の尽力により、ハンガリーで唯一のろう児の療育を決める専門会議に手話言語通訳者が入れるようになった。

聞こえない子どもを持つ保護者に対し、ろう者が助言を行うメンター制度¹⁴をめぐっては、学校やある別の組織で実施されている程度である。保護者への手話言語指導も行われておらず、現在は資金的な援助も行われていない。その背景には、医師の多くは子どもたちが手話言語を学ぶ必要がないと主張していることや指導を担当する人たちの負担も大きいといった課題がある。

この点、ドイツでは手話言語に関する法制度がある程度整備されている¹⁵。ドイツの法律には情報パッケージに関する規定があり、補聴器、人工内耳、手話言語、さらにはその中間的な形として、補聴器と手話言語、人工内耳と手話言語それぞれの組み合わせの方法を取った場合の見通しがある。情報パッケージは医療法にも規定が盛り込まれている。障害をめぐっては、2つの考え方があり、医療関係では医学モデルをベースとして考えるが、ドイツ、西ヨーロッパでは、医学的な考え方だけではなく言語アイデンティティの問題として一緒に考えている。つまり、(ろう者を) 医学モデルではなく言語的なアイデンティティを持ったグループとして扱っている。

3. まとめと今後の方向性

情報パック制度をめぐって、第 17 条にもとづく医師からの情報提供そのものについて

¹⁴ 第 2 回調査におけるアダム・コーシャ氏へのインタビューによれば、2016 年当時 SINOSZ は、先行的に実施しているフィンランドの取り組みを参考として、聞こえない子どもを持った保護者とろう者が面談し生活や手話によるコミュニケーションに関する見通しについて話し合えるようにサポートするメンター制度を設け、情報パックと共に実施することを提案しているということであった。

¹⁵ 後掲「(コラム 3) ドイツにおける手話言語に関する法制度の現状」参照

は行われているが、ハンガリー手話言語法が期待しているように医学モデルに基づく視点からだけでなく、手話言語やろう者としてのアイデンティティなどを含む視点も織り交ぜた公平な情報提供がなされているとはいえ、依然として、医師は医学モデルに基づいた視点から人工内耳や補聴器に関する情報を中心に提供しているのが実態となっていることが明らかとなった。また、第14条第5項にもとづいて教育の関係者が保護者に情報提供する取り組みについても期待されているほどには進んでいない状況が確認された。

その背景としては、ハンガリー手話言語法そのものに情報パック制度に関する具体的な規定が設けられていないこと、実際に公平な情報を提供するにしてもハンガリーの医療現場における人材不足などから医師がそこまで知識を持った上で保護者に説明することが容易ではないこと、さらには、バイリンガル教育の実施の遅



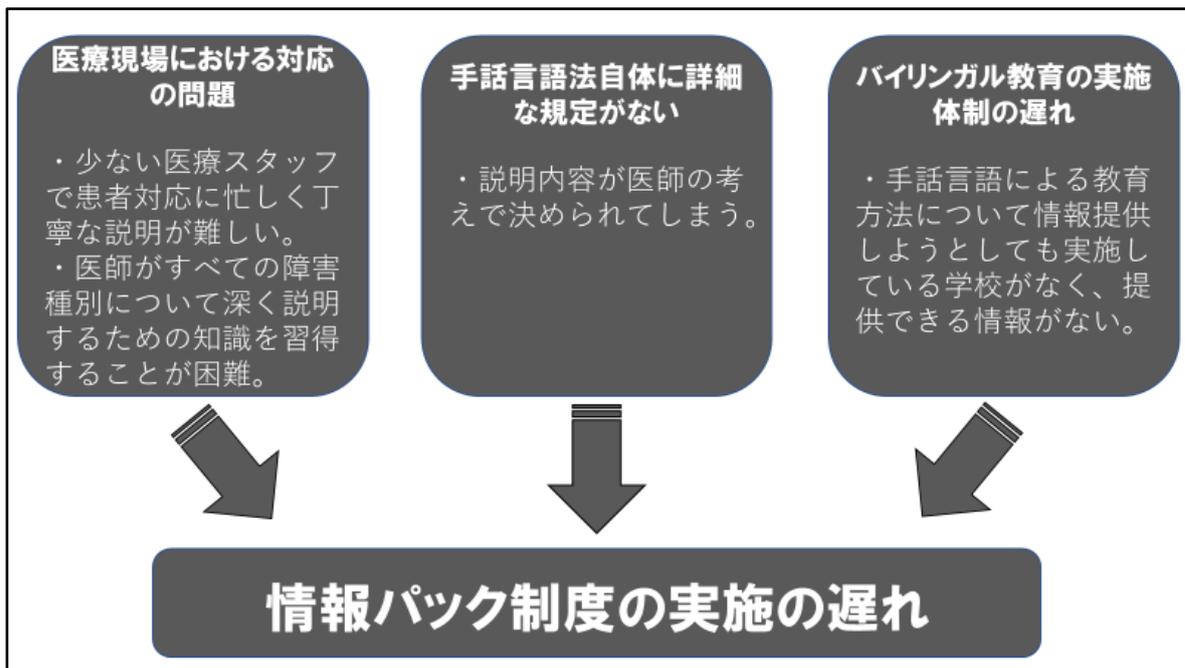
図 9 EduKid Centre for Children's Hearing (乳幼児聴力検査センター) のスタッフで、難聴者・ろう者向け特別クラス国語教員かつ手話言語通訳士でもある方から情報パック制度についてお話を伺う。

れなどの影響で保護者に提供する情報内容が完成していない、といったことが確認された。

こうした課題に対しては、ハンガリー手話言語法自体に情報パック制度に関する具体的な規定を設けることはもとより、医療の世界における人材不足や聴覚障害に関する医師の専門知識の不足をカバーする意味で、多言語研究センターのロマネク氏が提案するように、手話言語やろう者について専門知識を持つ専門家につなげる役割を医師に持たせることは現実的な選択肢として望ましい方法となるものと思われる。こうした方法を実現するためには、医療の世界での手話言語やろう者に対する理解促進はもちろん、手話言語やろう者についての的確に情報を提供できる人材の養成が重要になってくる。

また、ドイツの手話言語関連法規について今後具体的な調査を進めることは我が国にとって大いに示唆に富む情報を得られることになろう。

図 10 情報パック制度の実施が遅れている主な理由



(コラム3) ドイツにおける手話言語に関する法制度の現状¹⁶

1. 障害者平等法¹⁷…行政手続等において手話言語等を用いる権利を規定

ドイツにおいて 2002 年に公布された障害者平等法は公法の領域¹⁸における障害者の平等および差別禁止を規定し、その目的実現のために「できる限り誰もが阻害されず、すべての人々が平等に利用できる普遍的な生活環境を形成することを意味する」「バリアフリーな生活領域」を創出することを核心としている¹⁹。手話言語に関する手話言語に関連性の深い内容を中心に障害者平等法の特徴を紹介する。

(1) 目標設定協定 (同法第 5 条)

目標設定協定とは、同法により認可を受けた障害者団体などの団体が、企業または企業団体との間でバリアフリーを実現するための条件や日程等に関する基本協定を締結するものである。この協定は、障害者を「福祉の対象(客体)」から「主体」へ「パラダイム転換」するものとして位置づけられる。例えば、テレビ局との間で、番組の手話言語放映について取り決めることが可能である。この協定の内容については、協定に含めるべき最低限の事項が法により定められているため、自由に取り決めることはできない。

(2) 手話言語及び他の言語のコミュニケーション手段を使用する権利(同法第 6 条、第 9 条)

¹⁶ 同コラムは下記の文献をふまえて作成した。

①山本真生子(2001)「ドイツの障害者平等法」『外国の立法』238号, pp. 73-87

②石井五郎 監訳 調査及び立法考査局ドイツ法研究会 訳(2008)「2002年4月27日の障害者の平等のための法律(障害者平等法-BGG) (日本語訳) (連邦法律公報 第I部 1,467、1,468頁) Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen (Behindertengleichstellungsgesetz-BGG) vom 27. April 2002 2007年12月19日の社会法典第4編及び他の法律を改正するための法律(連邦法律公報 第I部 3,024頁)による改正までを含む。」 国立国会図書館調査及び立法考査局, 外国の立法, No.283, 2008.12, pp.88-95

③青柳幸一(2008年)「障害をもつ人の憲法上の権利と『合理的配慮』」筑波ロー・ジャーナル4号, pp.55-106

¹⁷ 政治体制として連邦制を採用しているドイツにおける障害者平等法の州に対する効力の限界…障害者平等法により拘束されるのは連邦および連邦行政のみであり、州に対する直接の効力はない。そこで州レベルでも連邦と同じ条件を整えるために、ドイツにおける全16の州が州法として障害者平等法を定めている。

また、ドイツの憲法として位置づけられるドイツ連邦共和国基本法によって教育は連邦の管轄事項ではなく、州の専属的立法領域にあるとされるため、連邦による障害者平等法は教育分野に関する規定を設けていない。

¹⁸ ドイツにおける平等および差別禁止をめぐる障害者法制度の仕組みとして、公法領域と私法領域それぞれ適用される法律が異なっている。行政等の公法領域に関しては障害者平等法が適用される一方、民間等を規制対象とする私法の領域においては2006年に施行された一般平等待遇法が適用される。この点で我が国における障害者差別解消法が国や地方公共団体だけでなく民間事業所も含めて適用対象としているのとは異なる。ただし、後者の一般平等待遇法は、包括的な差別禁止法であり、障害のみを理由とする差別だけではなく、人種、民族的出身、性別、宗教、世界観、年齢または性的アイデンティティを理由とする不利な取り扱いを防止または排除することを目的としていることに留意する必要がある。

¹⁹ 具体的なバリアフリーの取り組みとして、行政手続き等におけるドイツ手話言語及びドイツ手話(※もしくはドイツ語に対応した手話)や他のコミュニケーション補助手段を用いる権利の保障とその確保(障害者平等法第6条・第9条)、公権力による障害者の不利益取扱の禁止(同法第7条)、建築及び交通におけるバリアフリー(第8条)、公権力による文書作成上の障害者に対する配慮(第10条)、情報機器のバリアフリー(第11条)、などを主な内容としている。

同法は、第 6 条においてドイツ手話言語を独自の言語として認めるとともに、ドイツ語に対応した手話（ドイツ語の手話）についてもドイツ語のコミュニケーション方式として認めている。さらに同法第 9 条第 1 項は、次のように行政手続きにおける聞こえない人等の手話言語等の使用権とその権利を保障するための公権力の義務を明記している。すなわち、聞こえない人等が行政手続きにおいてドイツ手話言語及びドイツ語に対応した手話（ドイツ語の手話）または適切なコミュニケーション手段を使用する権利を保障する一方で、公権力の保有者に対して手話言語通訳者による通訳または他の適切なコミュニケーション補助手段による意思疎通を確保し、必要な費用を負担しなければならないと規定している。

続く同法第 9 条第 2 項では、連邦社会省が法規命令により手話言語通訳者又は他の適切なコミュニケーション補助手段の提供に関して定めるべき事項を明示した上で、これらの事項を内容とする規定を定めることを求めている。この規定に基づき、2002 年 7 月に「障害者平等法に規定する行政手続きにおけるドイツ手話言語及びドイツ語に対応した手話（ドイツ語の手話）及び他のコミュニケーション補助手段の使用のための命令（略称：コミュニケーション補助手段令）」と題する法規命令が出された。その内容は、手話言語通訳者等の提供を請求できる場合と範囲、その提供方法、通訳サービス等の投入に対する適切な報酬または必要な費用の弁償の原則などに関するものである。

(3)手話言語及び他のコミュニケーション手段を使用する権利の保護（同法第 12 条、第 13 条）

公権力の保有者によって、手話言語通訳者による通訳等による意思疎通を図る権利の侵害、そして、手話言語等の使用の請求権を規定している連邦法による規定の違反があった場合、障害者平等法に基づき連邦社会省により認可された障害者団体等は、同法第 12 条に規定されている「代理の権限」により、権利を侵害された人に代わって法的保護の申し立てを行うことができる。さらに、障害者団体等は同法第 13 条により、「団体訴権」として手話言語の使用に関する権利を定める規定²⁰が盛り込まれている社会法典²¹等の規定をめぐる違反に対して訴えを提起することが認められている。

2. まとめ

ドイツの憲法にあたるドイツ連邦共和国基本法は 1994 年改正により、「何人も、その障

²⁰ 社会法典は下記のように手話言語関係の規定がみられる。

①第 1 編第 17 条第 2 項：医師による診療など社会保障給付の実施の際に聴覚障害者が手話言語を使用する権利と社会保障給付の担当機関が手話言語の使用及び他のコミュニケーション補助手段から生じる費用を負担する義務を定めている。

②第 9 編第 57 条：聴覚障害者等が意思疎通を図るために援助を必要とする場合の援助の提供や費用の負担について規定している。

③第 10 編第 19 条第 1 項：聴覚障害者が公用語による意思疎通を図るために手話を使用する権利と官庁・社会保障給付の担当機関による手話言語通訳者の費用負担義務について明記している。

²¹ 社会法典は、社会保障制度が数多く設けられたためにわかりづらくなった諸制度間の関係を明確化することを目的として編さんされたものである。第 1 編から第 12 編までである。

害を理由として不利益を受けてはならない」との文言が第3条第3項第2文として盛り込まれた。これにより障害者に対する不利益処遇の禁止が同基本法の中ではじめて明文化されたのである。障害者平等法は、こうした同基本法による障害者に対する不利益処遇の禁止を連邦行政の全公的領域において実現しようとするものである。

同法において注目すべき点は、上に紹介したように手話言語の言語的地位(同法第6条)および行政手続きにおける聞こえない人の手話言語の使用権(同法第9条第1項)を認めているだけでなく、手話言語通訳者等の提供に関する規定を定める際に盛り込むべき事項を明示している(同法第9条第2項)ことである。

さらに、これらの規定に対する違反があった場合に、障害者団体が「代理の権限」(同法第12条)や「団体訴権」(同法第13条)を行使することによって、権利を侵害された本人に代わって手話言語等を使用する権利の保護を求めるシステムが設けられていることは、脆弱な個人の立場を強力に支えるものとして注目に値する。特に法律に関する知識や財力の面で不安を抱えやすい人の権利保護を図る上でこうしたシステムは効果的である。

また、同法第5条に規定されている「目標設定協定」は、障害者平等法が公法的領域における効力しか持たず、私法的領域に効力を及ぼすことができないという限界を補完するものとして興味深いものである。すなわち、障害者団体が公法的領域には含まれない企業または企業団体との間で目標設定協定を締結することにより、私法的領域における障害者に対するバリアフリーの促進を間接的に後押しすることが可能となるということである。我が国の例で考えれば、全日本ろうあ連盟が各テレビ局との間でテレビ番組における手話言語・字幕の挿入に関する協定を結ぶことにより手話言語・字幕を挿入した番組の放映を促進するということになろう。

以上のように障害者平等法には手話言語に関係する規定が設けられており、行政手続きなどの公的領域において聞こえない・聞こえにくい人が手話言語を通じてコミュニケーションする権利の保障に役立っている。

(コラム4) ハンガリーにおける新生児の聴力検査をめぐる現状

(解説：Edu Kid [乳幼児聴力検査センター]：カタリーン・タカーチュ氏 聴覚訓練士)

1. ハンガリーにおける新生児聴力検査の概況

出生後3日以内に新生児の聴力検査をすることが法律で定められている。検査の結果、リファア²²と判断された場合は6カ月の間に期日を定めて再検査をすることになる。併せて出生時に新生児のリスク評価をすることになっており、リスクがあると判明した場合は毎週検査をする場合もある。低体重児、家族にろう者・難聴者がいる、遺伝的なリスクなど、それぞれのリスクグループにあてはまる場合が該当する。この聴力検査の最も重要な目的は生後6カ月間の間に補聴器を使用するかどうかを判定することである。

2. 検査方法

検査方法として2種類(VERA²³/ASSR²⁴)の機器を使用するが、子どもの場合は機器を利用しない検査方法も用いることがあり、子どもの年齢を考慮して判断することになる。

タカーチュ氏の施設はリハビリテーションも兼ねた施設でもあり、家庭的な雰囲気の中で安心して検査を受けることができるようにしているため、検査時は子どもと保護者を離さないようにしている。防音室では音を光に変える装置があり、音を光で知らせる方法で子どもたちの訓練をすることになるが、こうした訓練は生後6、7カ月で始めることになっている。

3. タカーチュ氏の施設におけるコミュニケーション上の配慮

当施設では、手話言語法に基づいて手話言語での情報保障を実施しており、手話言語のできるスタッフが半数以上となっている。また、利用者の家族全員が手話言語を必要とする場合には、医師との相談時に手話言語通訳を、盲ろう者の場合は専門の通訳を手配したりしている。

4. 保護者・児童の対応をめぐるタカーチュ氏の施設における姿勢

タカーチュ氏はドイツの専門学校で教育を受けている。そこで繰り返し言われていたのは、保護者に対して否定的な言葉を使って説明しないようにする必要があるということである。子どもが医者やスポーツ選手になりたいという目標があったらそれを実現できるよ

²² 生後間もない子どもの聴力を調べるための検査である新生児聴覚スクリーニングにおいて、検査結果は「パス」と「リファア」の2つで示され、「パス」は現時点で音に対する反応があるという結果である。一方、「リファア」は要再検という結果であり、改めて検査を行い、難聴の有無を確認する必要がある。

²³ ランプの光、おもちゃ、絵等の視覚的な刺激を用いた検査方法。主に1～2歳代の子どもに対して実施される。(参考：宮城県立聴覚支援学校小牛田校ウェブサイト；<http://rkogota.myswan.ne.jp/soudan.html>)

²⁴ 聴性定常反応を利用した聴力検査は耳から入る音刺激に反応した脳からの電位を特殊な方法で観察・記録し、難聴の有無や程度を判定する最新の検査方法で、新生児期より適応可能であるため新生児スクリーニングで精密聴力検査が必要となった乳児にも対応可能。(参考：滋賀県立小児保健医療センターウェブサイト；<http://www.pref.shiga.lg.jp/mccs/shinryo/jibinkoka/choryokukensa.html>)

うに支援することが望ましい。幸せな人間として成長することが大事である。最も重要なのは、その子どもに適したコミュニケーション方法を見つけ、それを通じて適切な教育を受けられるようにすることである。

聞こえと発音の獲得のため、ろう児は生まれて6カ月～1歳までの間に補聴器をつけなければならないが、補聴器または人工内耳にするかどうか、保護者との話し合いで決める。ただ、ハンガリーでは、月齢7～8カ月頃、医師からの人工内耳を装用した方がいいとのプレッシャーが強いという。同氏の意見としては、こうした動きには賛成できかねるということであり、補聴器にするか人工内耳にするか、また、ろう者としてアイデンティティを持たせるかどうかについては、保護者の適切な判断が必要であるということであった。同氏の施設では、子どもの育て方や方向性などを保護者と一緒に判断することになっている。

以上については、「1. ハンガリーにおける新生児聴力検査の概況」を除き、ハンガリーにおける一般的な状況ではなく、あくまでもタカーチュ氏の施設における取り組みを紹介したものであることをご了解いただきたい。

第6章 テレビ放送における字幕・手話言語による情報保障

1. 制度概要

・字幕もしくは手話言語通訳を付与すべき放送機関と番組の範囲

ハンガリー手話言語法は、第30条で「ラジオおよびテレビ放送に関する1996年法律」の規定に修正条項を追加することにより、公共サービスおよび国営テレビにおける下記の放送について、ハンガリー語字幕もしくは手話言語通訳によって視聴できるものとしている。

- ① 公共の関心に関わるニュース放送
- ② 「ラジオおよびテレビ放送に関する1996年法律」の別の規定により定義される動画および公共サービスプログラム、障害を持つ人たちのために作られた番組

国会のもとにおかれ、テレビ・ラジオ放送を含むメディア・情報通信サービスを監督する独立規制機関である国家メディア・情報通信庁によれば、対象となるテレビ局は、国営テレビと全国的な放送を行う民放2社である。また、字幕もしくは手話言語通訳を付与する必要がある番組としては、原則として、コマーシャル、予告以外は字幕もしくは手話言語通訳を付けなければならないが、具体的な例としては、ニュース、政治をテーマにした番組・公告、社会的な広告、障害者をテーマにした、もしくは対象にした番組などであり、スポーツ等のゲーム番組、映画、社会的に重要な番組も対象となるということである。社会的に重要な番組とは視聴率が15%を超える場合とされているという。なお、生放送への字幕付与に関しては、メディア法が2014年に改正され、現実的かつ可能な範囲で付与するものと規制が緩和された。

・字幕もしくは手話言語通訳を付与する番組の放送時間と違反時の是正措置

字幕もしくは手話言語通訳を付与する番組の放送時間に関しては、同じく第8条で下記のように施行後段階的に拡大されるものとしている。

- ① 2010年は少なくとも2時間
- ② 2011年は少なくとも4時間
- ③ 2012年は少なくとも6時間
- ④ 2013年は少なくとも8時間
- ⑤ 2014年は少なくとも10時間
- ⑥ 2015年以降は全面的とする。

上記の放送時間に違反した場合の是正手段について、ハンガリー手話言語法そのものに

は明記されていないが、国家メディア・情報通信庁によれば、違反したテレビ局には罰金が科されることになっており、罰金の金額が違反の頻度に応じて下記のように決まっているという。

- ① たまに違反：1回あたり 500€（約 6 万 7 千円）
 - ② 頻繁な違反：1回あたり 1,000～1,500€（約 13 万 4 千円～約 21 万 1 千円）
- ※参考：1€（ユーロ）＝134 円

この罰金額に関して、国家メディア・情報通信庁としては少ないと感じているが、テレビ局側としては高額に感じているということであった。違反の状況については、対象となるテレビ局のうち、民放系列 2 社は違反してないが、公共メディア系列 1 社は技術的な面により違反状態にあるという。

2. 制度をめぐる現状と課題

(1) ハンガリーのテレビ放送をめぐる一般的状況

公共メディア系列のマジャーール・テレビ（MTV）が 1 系統の全国放送を行っている。民放系列では、1997 年のテレビ市場自由化に伴って誕生した RTL Klub と TV2 が各 1 系統の全国放送を実施している。ハンガリー国民はテレビやラジオを 1 日平均 265 分視聴する、という調査結果があり、自由時間の多くをテレビ、ラジオ視聴に費やしていることがわかる。したがって、テレビ放送番組における字幕・手話言語通訳の付与はろう者・難聴者の生活の質の向上につながるものとして重要である。

(2) 手話言語・字幕を付与した番組の放送をめぐる現状

・放送全体に占める字幕を付与した放送の状況

国家メディア・情報通信庁により提供されたデータによれば、2011 年の 22.0%から年々堅調に増加し、2016 年の 82.4%に増加していることがわかる（図 12）。公共メディア系列、民放系列の別にみた場合、公共メディア系列が 2012 年の 41.0%から 2017 年の 87.0%まで一貫して増加しているのに対し、民放系列は 2015 年までは順調に増加するも、2016 年以降はほぼ横ばいとなっていることがわかる



図 11 ハンガリーの TV における字幕放送
(国家メディア・情報通信庁提供)

(図 13)。

図 12 全放送時間に占める字幕もしくは手話言語通訳が付与された番組の割合
(公共メディア系列および民放系列の平均)

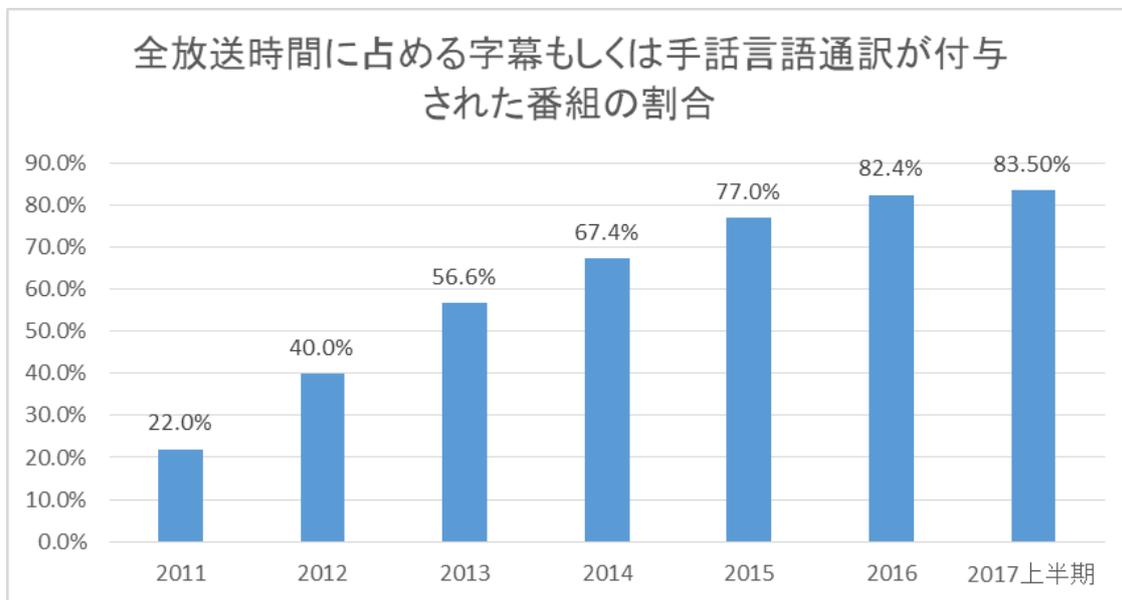
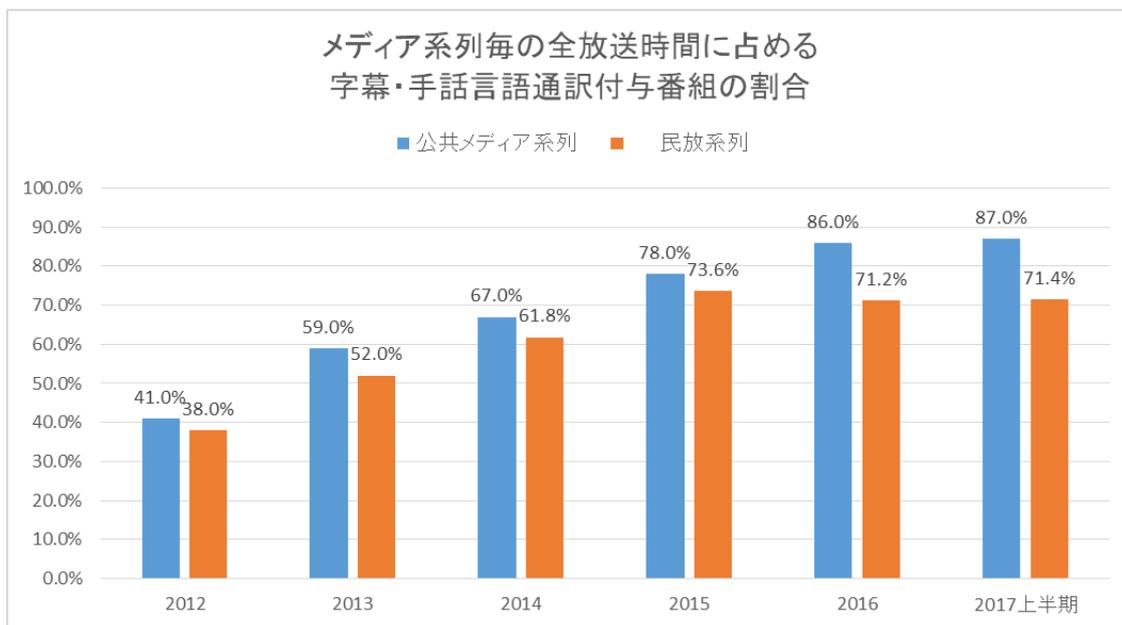


図 13 メディア系列毎の全放送時間に占める字幕もしくは手話言語通訳付与番組の割合



ある公共メディア系列放送局による工夫として、以前は聞き取りによる字幕入力だったが、現在は、ハンガリー工科大学が開発した音声認識装置により字幕入力されているということであった。しかし、オリンピック選手の氏名など音声認識の難しい外国語について

は、あらかじめ入力することにより対応されているという。ちなみに、字幕・手話言語通訳が付与された放送にはそのような情報の表示義務があり、番組が始まる前に手話言語・字幕が付与されていることを示すマークが表示されるようになっているということである。

・放送全体に占める手話言語を付与した放送の割合

付与の対象となる番組の98%以上に字幕が付されている一方、手話言語通訳を付した番組は最も多いときで2012年に4%に達したものの、その後は年々減少しており、2017年には0.3%に落ち込んでいるということであり、字幕に比べて手話言語通訳の付与が遅れている。ある大学による手話言語または字幕の嗜好調査でも明らかになっているように、手話言語よりも字幕を好む人が多いことや上述のように音声認識による字幕入力システムが開発されていることも影響している。



図 14 ハンガリーのTVにおける手話言語通訳の様子
(国家メディア・情報通信庁提供)

(2)字幕もしくは手話言語を付与した番組の放送をめぐる課題

・字が読めない子どものテレビ視聴をめぐる課題

ある大学における手話言語または字幕の視聴傾向に関する調査では、手話言語よりも字幕を好む人が多いとの結果が出ているが、7歳以下の聞こえない子どもは字幕が読めないという課題がある。こうした課題に対応するため、SINOSZとMTVAは、子どものジャンルに特化したM2の子ども向け番組に対して手話言語通訳を提供する提携を結び、アニメや子ども向けニュース等半分の番組に子ども自身による手話言語ナレーションがつけられているということである。こうした取り組みはヨーロッパでは他に例がないという。



図 15 ハンガリーの子ども向け番組におけるによる手話言語ナレーション
(国家メディア・情報通信庁提供)

・字幕付与をめぐる確実性の向上をめぐる課題

字幕・手話言語通訳を付与した番組に関する視聴者調査のために SINOSZ が調査員の紹介などで協力しているが、調査結果として、字幕の付与に関し、時間のずれや誤変換が見られることが課題として明らかになっている。しかし、こうした課題については、音声認識ソフトの開発・導入が進んできたことにより、2013年より減ってきているという。

・字幕もしくは手話言語通訳の付与のバランスをめぐる課題

字幕もしくは手話言語通訳を付与した放送に関する視聴者動向について、目元カメラにより、ろう者・難聴者が字幕もしくは手話言語通訳による番組の情報をどのように入手しているか、30分番組で文章を読解する力を含めた調査をした結果、「字幕のほうがよい」と回答した視聴者が多いことがわかった。特に難聴者でその割合が大きく、難聴者で手話言語を理解できた人は17%にとどまっていた。

一方で、ろう者は手話言語を理解できるが、例えば、映画では、手話言語通訳だと、登場人物の誰が会話をしているかわからない上、視聴者の視線が手話言語通訳者にしか向けられていない傾向があることも判明した。但し、字幕放送に関しても課題があり、ろう者・難聴者は文章の読解力が5～6年遅れている傾向があるため、字幕を繰り返し前に戻って確認する傾向にある。しかし、読解力があっても字幕に集中し、画面の他の部分を見ない傾向があることも確認されている。

・オンデマンド放送への字幕付与

SINOSZによれば、映画上映後にインターネット上で視聴できるオンデマンド放送には字幕がついていないが、これは法律が作られた当時はオンデマンド放送システムが存在していなかったため法律による義務付けができなかったことによるものであるという。この問題については、現在、政府と交渉中であるということであった。

3. まとめと我が国への示唆

テレビ放送における字幕もしくは手話言語による情報保障について、SINOSZによれば、2004年の時点では月に1本程度しか字幕が付与された番組を観ることができなかったが、現在は24時間どれかの番組で観られる状況になっているということであり、手話言語法の中でも成功した分野であるという。確かに字幕については、義務の対象となる番組の98%に付与されており、情報入手経路として字幕を利用する者のニーズには応えているといえよう。2016年9月の欧州視察調査で、アダム・コーシャ欧州議会議員は、このように順調に進んだ要因としてハンガリー手話言語法の中で施行期限を設けていたことを挙げている。確かに、字幕



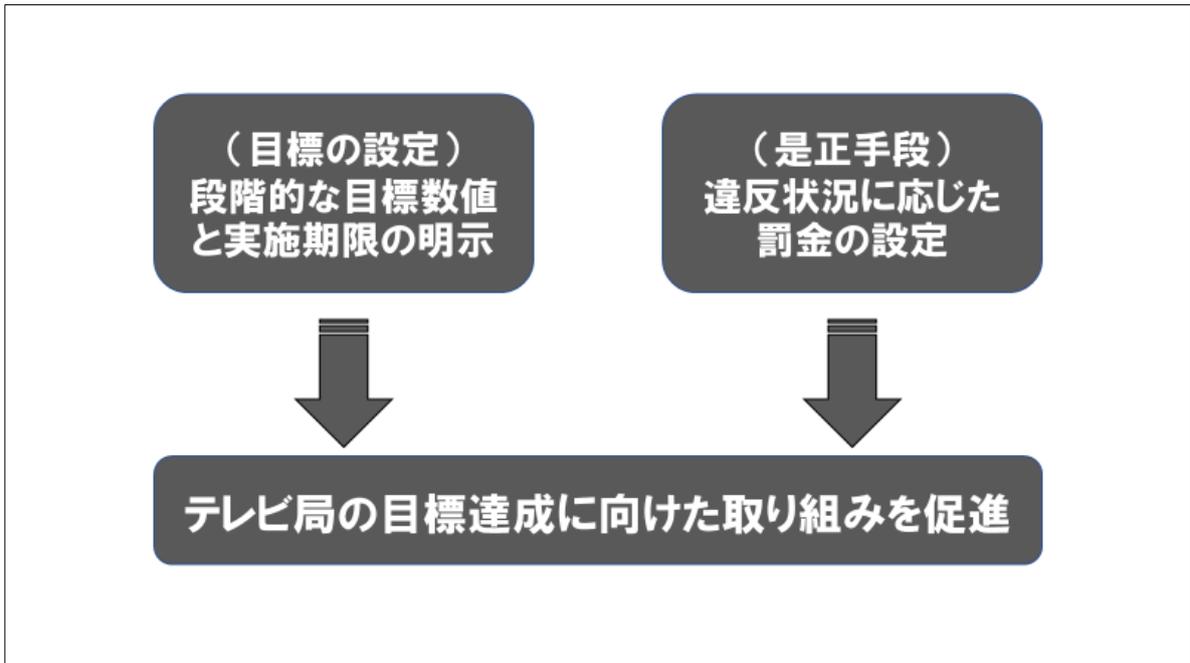
図 16 国家メディア・情報通信庁よりテレビ番組における字幕・手話言語通訳の付与をめぐる取り組み状況の解説を受ける。

もしくは手話言語を付与した番組の放送時間について 2010年の2時間から開始して2014年までに年々2時間ずつ増やし、2015年までに全時間にする目標を法律の中で明確に示したことは、テレビ局に対する意識を促す上で効果的であったと思われる。

また、目標を達成できず違反しているテレビ局に対する是正手段として、その違反の頻度に応じて金額の異なる罰金を科す方式を採用していることも、テレビ局にとってはプレッシャーとなっており、目標達成に向けた誘因として機能していることも確認された。このように目標数値と施行期限の明示、違反した場合の罰金による是正、という手段を採用することにより字幕・手話言語通訳を付与した番組の促進を図る取り組みは我が国にとって参考となろう。

また、国家メディア・情報通信庁においては、字幕もしくは手話言語通訳を付与した番組の割合や番組を視聴者がどのように視聴しているか緻密に分析することで視聴者の情報入手の傾向を把握しようとしている。このような取り組みは、客観的なデータを踏まえて放送バリアフリーを推進していこうとするものとして評価できる。

図 17 テレビ番組における字幕放送の付与が進んだ主な要因



一方で、手話言語通訳を付与した番組に関しては、後退傾向にあり現在は0.3%にとどまっていることがわかった。手話言語通訳を番組視聴における主要な入手経路としているろう者にとっては非常に厳しい状況であろう。ハンガリー手話言語法では字幕もしくは手話言語通訳のどちらかを付与すればよいとしていることから、ニーズが多い字幕放送に偏ってしまうことはある程度想定できたはずである。しかしながら、字幕放送に偏った場合の対策をどのように講じるかということに関して十分な議論がなされていた形跡は伺えなかった。ハンガリーでこのようにテレビ放送における字幕と手話言語通訳の付与のバランスが崩れているという問題状況が現実には生じていることを踏まえるならば、我が国において手話言語法にテレビ放送におけるバリアフリーに関する規定を設ける場合、手話言語を主要な入手経路とするろう者への配慮をどのように講じるかということが重要な検討課題となると思われる。

一方で、文字を読むことが困難な子どもが番組を楽しむことができるように、子ども自身による手話言語ナレーションを付与した子ども向け番組が放映されているという興味深い取り組みもみられた。成人だけでなく、文字が読めない子どもも放送バリアフリーの恩恵を受けられるように配慮されていることは重要な点であろう。

第7章 コミュニケーション上の支援ニーズを持つ政治家に対する支援

1. 制度の概要

手話言語法では、下記のように第19条から第21条で、国会議員と欧州議会議員、そして市議会議員が議会におけるあらゆる会議や委員会等において手話言語やあらゆる特別なコミュニケーションシステムを使用することができることを認めている。さらに、これらの条項では、手話言語やあらゆる特別なコミュニケーションシステムを利用するためにかかる費用について、国会議員や欧州議会議員については議会が、市議会議員については市当局が負担すべきことを規定している。こうした規定により、聞こえない議員に手話言語や他のコミュニケーション手段を提供する場合の費用負担の責任が議会や市当局にあることを明確にしているのである。

国会議員の法的身分に関する 1990 年法律第 55 号の修正

第 19 条

以下の第5項を、国会議員の法的地位に関する 1990 年法律第 55 号に追記する。

第5項 国会議員は、議会のあらゆる会議、委員会、委員会内の役員会議において、本人の選択により、ハンガリー手話言語、またはあらゆる特別なコミュニケーションシステムを使用することができる。ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムの使用にかかる全ての費用は、議会が負担する。

ハンガリー欧州議会議員の法的身分に関する 2004 年法律第 57 号の修正

第 20 条

以下の第7項を 2004 年法律第 57 号の第 15 条に追記する。

第7項 第16条の第1項および第2項に明記された権利を行使する際、議員は、本人の選択により、ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムを使用することができる。ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムの使用にかかる全ての費用は、議会が負担する。

市会議員の法的地位における特定の課題に関する 2000 年法律第 96 号の修正

第 21 条

以下の新たな第 12/A 項および副題を、市会議員の法的地位における特定の課題に関する 2000 年法律第 96 号に追記する。

「平等なアクセスの保障

第 12 項/A(1) 市会議員は、ハンガリー手話言語もしくは特別なコミュニケーションシステムを、自身の選択に基づき、市議会もしくは市議会の委員会のいかなる会合においても用いることが出来る。

(2) 市当局は、ハンガリー手話言語もしくは特別なコミュニケーションシステムにかかるすべての費用を負担する。」

2. 制度の運用状況

SINOSZ によれば、これらの規定による実際の運用状況は下記の通りとなっている。ここでは実際に聞こえない議員がいる国会と欧州議会議員における状況を記載する。

(1) 「国会議員の法的身分に関する 1990 年法律第 55 号の修正」第 19 条第 5 項提供される手話言語通訳等のコミュニケーション上の支援の具体的内容

(手話言語通訳サービスが利用できる場合)

- 国会会議
- 委員会会議
- メディア出演 (インタビュー、記者会見)
- 党派会議
- 事前に予約された面会
- 国会議員および省庁に対するロビー活動

(2) 同上の支援を受けている現時点の国会議員の人数と支援の状況

現在、ハンガリー国会の 199 名の議員のうち、聞こえない議員は 1 名である。聞こえない国会議員には現在 3 名の手話言語通訳者が配置されている。この 3 名の手話言語通訳者の身分は、アルバイトもしくはフリーランスとなっている。通常は 2 名のアルバイトの手話言語通訳者がその国会議員に割り当てられている。しかし、必要になるあらゆるコミュニケーションを円滑にするには不十分であることから、更に必要となる手話言語通訳者を手配するためその国会議員が選択した手話言語通訳派遣会社との契約を結ぶことになっており、その言語通訳者の派遣費用も国会事務局が負担している。

(3)「ハンガリー欧州議会議員の法的身分に関する 2004 年法律第 57 号の修正」第 20 条第 7 項により提供される手話言語通訳等のコミュニケーション上の支援の具体的内容

- 欧州議会会議
- 委員会会議
- メディア出演（インタビュー、記者会見）
- 党派会議
- 事前に予約された面会
- 議員や省庁に対するロビー活動

(4)同上の支援を受けている現時点の欧州議会議員の人数と支援の状況

751 名の欧州議会の議員のうち、聞こえない議員はヘルガ・スティーブンス氏およびアダム・コーシャ氏の 2 名である。

ハンガリー出身のアダム・コーシャ欧州議会議員の業務遂行のために、普段 6-8 人の手話言語通訳者がコミュニケーション上の支援をしている。彼らは全員フリーランスの身分である。

3. まとめ

聞こえない人で初めて欧州議会議員となったアダム・コーシャ氏は同じく欧州議会議員のヘルガ・スティーブンス氏と並んで著名な存在である。また、ハンガリーには聞こえない国会議員が 1 名存在する。彼らの政治活動がどのように支えられているかに関しては、地方議会レベルで徐々に聞こえない議員が現れてきている我が国にとっても重大な関心事項である。

この点、ハンガリー手話言語法では、手話言語やあらゆる特別なコミュニケーションシステムに対するニーズを持つ議員に対し、その議会における活動をコミュニケーション面から支援するため、議員の身分に関する法律を修正する規定を設けている。こうした規定により、聞こえない議員はその議会に関する様々な政治活動において複数の手話言語通訳者の支援を受けることで、スムーズな政治活動が可能となっている。

こうした手話言語法における対応は、従来、聞こえないことによる政治的活動の制約から議員になることが容易ではなかった聞こえない人にとって、議員になった後の政治活動上の障害を除去するものである。政治面において聞こえる者との間に厳然として存在するバリアを解消するものとしてこれらの規定は大きな役割を果たしているといえよう。ハンガリーにおけるこうした取り組みは我が国にとって聞こえない議員の平等な政治活動を保証する方策のあり方に関して貴重なモデルを示してくれる。

第8章 世界ろう連盟第3回国際研究大会

視察団がハンガリーに滞在している期間中の11月8日～10日、同国の首都ブダペストにて世界ろう連盟第3回国際研究大会が開催された。2日目の11月9日は基調講演が行われ、その後「バイリンガル教育」と「手話言語と家族」をそれぞれテーマとする2つの分科会が開かれた。基調講演や分科会の中で、我が国の手話言語法制定に向けた取り組みによって重要と思われる内容をピックアップして要約の上紹介する。

1. 主な報告内容

基調講演の先陣を切って、ろう者の手話言語権をめぐるニュージーランドの進展状況について報告したビクトリア・マニング氏（Victoria MANNING）（ニュージーランド手話言語委員会委員長）は、ニュージーランド手話言語法の制定後の状況として、同法が手話言語を公的に認知する一方でろう者に権利を付与していなかったことや、手話言語の公的な地位を確立するための資金的な裏付けがなかったこと、さらには、継続的な見直しや監視の仕組みもないといった課題からろう者の不満の高まりを招いたが、2013年の人権委員会によるニュージーランド政府に対する勧告を盛り込んだ報告書が転機になったことを指摘する。その勧告は、就学前のろうの子どもを持つ家族が手話言語を習得するためのサポートを提供するろう者主導によるサービスを創設すること、手話言語の促進と維持にむけた助言を行う手話言語委員会を創設することに関するものであったという。そのような進展がみられる中でろう者は政府と連携し、更なる発展を目指していく必要があるという展望が示された。



図 18 ビクトリア・マニング氏（ニュージーランド）による基調講演

続いて、ハンガリー科学アカデミー言語学研究所多言語研究センターにおける研究プロジェクトの取り組みによる成果と展望について報告した、同センターリーダーのチラ・バルタ（Dr. Csilla BARTHA）博士およびハンガリー手話言語学協会会長のペーテル・ロマネク（Peter Zalan ROMANEK）氏は、ハンガリー手話言語法により法的な枠組みを与えられたバイリンガル教育の効果的な実施を目指すには、科学的な根拠を確立するものとして社会言語学的に裏付けられたハンガリー手話言語に関する言語学的研究の重要性を強調する。その上で、こうした要請に応えるため同センターが2013年～15年の間に実施した

ハンガリー手話言語に関する社会言語学上の研究プロジェクト「The SIGNificant Chance」の成果と課題を解説する。その上で、様々な学問分野のろう者と聞こえる専門家や実践家達による幅広い連携に根差した取り組みは、21世紀におけるろうの子どもたちの多様なグループにおける対等な学習条件を打ち立て、ろう者のあり方に対する社会的な反応や見方を変化させるのに役立つ様々な戦略的な対策を練り出す可能性があるという展望が示された。



図 19 チラ・バルタ博士およびペーテル・ロマネク氏（ハンガリー）による講演

分科会の1つ、バイリンガル教育に関する基調講演を担当したクリスター・シャンストローム (Dr. Krister SCHONSTROM) 博士 (スウェーデン、ストックホルム大学言語学部) からはバイリンガル教育の在り方に関する報告があり、ろう者にとって手話言語バイリンガリズムは人間としての充実感を覚え、将来への備えにつながるという意味で極めて必要なものであるが、単一言語的な口話教育方法に対する賛同から長きにわたって手話言語バイリンガリズムは論争の対象となり、また無視されたりしてきたために世界的に手話言語バイリンガル教育のプログラムが極めて少ないといった問題意識が示された。その上で、望ましい手話言語バイリンガル教育として、スウェーデンにおけるバイリンガル教育の実践を踏まえ、手話言語の活用を通してろうの子どもに教育する手法についていくつかの例が示された。

次いで手話言語と家族に関する分科会の基調講演を担当した、ジョニー オイザーマン (Joni OYSERMAN) 氏 (オランダ、サインハンス) とマシルド・デ・グース (Mathilde DE GEUS) 氏 (オランダ、DGA コンサルタント会社) からは、ろうの子どもたちのほとんどが人工内耳を装用し、さらにろうの子どもたちの90%が地域の学校で教育を受けているオランダにおいて、ろうの子どもたちの保護者を対象として1994年から実施されている手話言語教育の取り組みが紹介された。すなわち、同国ではCEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠²⁵) に合わせて保護者を対象とした手話言語教育カリキュラムを開発するなど、積極的な取り組みが行われているという。このように、CEFRにもとづいて手話言語教育を実施していることは、ろうの子どもたちの保護者の手話言語に対する認識を変え、手話言語が音声言語と同様にれっきとしたものであるという見方を定着させているという。また、CEFRのよう

²⁵ ヨーロッパ全体で外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられるガイドラインで、ヨーロッパのすべての言語に適用できるような学習状況の評価や指導といったものの方法を提供することを目的としている。(参考: 若林 節子 (2016) 「CEFR 基準と日本の英語教育について: 学際的な見地を踏まえて」, 姫路独協大学外国語学部紀要 29 巻 1-15pp, 姫路獨協大学。

な確立された言語制度にもとづいて手話言語コースを認証することは、手話言語の学習が音声言語の学習と同様に重要なものであり、体系立てられたものであるということを強調する意味があるということであった。こうした手話言語学習のあり方は、保護者が、自分の手話言語の学習の進展状況や克服すべき課題を客観的に把握することができるようにするという意味で手話言語学習における見通しを持ちやすくすることができるという。また、このような保護者対象のコースに参加した保護者は手話言語の利益に対する考え方を共有し、手話言語が子どもたちの発達に役立つという考えを持つようになる。ろうの子どもたちの大半が地域で学ぶようになってろう学校の存在意義が低下している今日、ろうの子どもたちの環境構築という面でますます保護者の主導権は高まっているという。そういう意味で、保護者を取り込み、彼らと協働することはろうの子どもたちの将来に橋を渡す意味でも非常に価値のあることであるということが強調された。

基調講演の後に実施された手話言語と家族に関する分科会では、以下の注目すべき報告があった。

「ろうの乳幼児の家族へのフランダール手話言語の導入」に関して報告したキャスリーンヴェルクリセ (Kathleen VERCRUYSSE) 氏(ベルギー・ヘント、フランダールろう団体)からは、ベルギーにおいて、保護者がろうの児童の発達可能性を最大限に活かせるようにするために必要なスキルを授けられるように、保護者とろうの児童の手話言語による相互のかわりを促進することを目的としてろう者と聞こえる者の指導者により実施されている家庭訪問の取り組みについての紹介があった。こうした取り組みの背景には、望ましいロールモデルとして手話言語を使用するろうの大人と出会うことは、ろうの子どもたちとその保護者にとってメリットがあるという。

「ろう乳幼児の言語選択：(聞こえる) 保護者たちへの助言」に関して報告した、クリスチャン・ラスマン (Christian RATHMANN) 氏(ドイツ・ハンブルグ大)等は、ろうの子どもたちの保護者に決定権があるとしながらも彼らに提供される情報が人工内耳の装用による言語獲得の成功など医学モデルに偏り過ぎる傾向があるとの危機感からろうの子どもたちの言語選択のあり方に関して研究の蓄積を踏まえ、ろうの子どもたちを持つ保護者が抱く主要な疑問に対する見解を示す。中でも彼が強調していたことは、手話言語を獲得したろうの子どもはそうでない子どもに比べて学力が高いという研究成果があり、こうした情報を保護者に伝える必要があるということである。その上で、手話言語は 100%伝わるが音声言語は確実に伝わるかどうか分からないという観点から、ろうの子どもたちには出生後すぐに手話言語を習得させる必要があることを指摘する。一方で、保護者への情報提供のあり方として、手話言語と音声言語を分けるのではなく総合されたものとして子どもにとってコミュニケーションしやすい方法を実現するという観点から手話言語の必要性を訴えていく必要があると述べる。つまり、口話の訓練の必要性は認めつつも手話言語も必要で

あり、手話言語の学習は口話を排除するものではないということを保護者に理解してもらえるようにすることが肝要だということである。また、研究の中には、人工内耳を装用した子どもの間でも手話言語を獲得した子どもとそうでない子どもとは、手話言語を獲得した子どもの方が言葉の獲得レベルが高いというデータを示しているものもあり、こうしたデータを保護者に提供し、ろう乳幼児の言語選択に関して適切な判断をしてもらうようにする必要があると指摘する。また、保護者には、

ろうの子どもたちとコミュニケーションできるだけの手話言語を身につけてもらえるように働きかけることが重要であり、決して堪能に手話言語を使用できるレベルまで求める必要はないと述べる。そして、ろうの子どもたちが心理的に健全な発達ができるように、保護者が手話言語を通してやり取りができるようにすることの重要性を強調していた。



図 20 クリスチャン・ラスマン氏(ドイツ)による報告

家族に関する分科会では、他にも「聞こえる家族のための家族プロジェクトにおける手話言語の学習」と題する報告ミカ・ハッカライネン (Mika HAKKARAINEN) 氏 (フィンランド・ヘルシンキ、ろう者サービス財団) リトヴァ・タッキネン (Ritva TAKKINEN) 氏 (フィンランド・ユヴァスキュラ大学) など、ろうの子どもたちを持つ保護者に対する支援の取り組みに関する報告が目立った。

なお、11月8日、世界ろう連盟第3回国際研究大会の前夜祭において、All Children Reading :A Grand Challenge for Development (ACR GCR) という組織がろうの子どものために地域手話言語へのアクセスを高め、読み書きの成果を促進する新しい方法への投資を目的とする国際的なコンテスト「Sign on for Literacy」を設けることを世界ろう連盟理事長コリン・アレン氏と同連盟職員ダニエル・オキャンポ氏が発表した。ACR GCR は、発展途上国における読み書き能力の向上を目的としてアメリカ国際開発庁とオーストラリア政府等が提携して設立された組織である。

「Sign on for Literacy」の趣旨は、ろうの子どもたちの読み書き能力を高めるためのテクノロジーに基づく効果的な新しい方法を求めることにある。その背景としては、世界中の聞こえない約3,200万人の子どものうち80%は教育を受けておらず、手話言語で教育を受けているのはほんの2%にすぎないという状況がある。すなわち早期の言語教育を受けられなければ、読み書きを学ぶ能力を損ない、聞こえる子どもたちと同じように学ぶことができず、人間関係や教育、仕事など、社会進出において大きな影響を及ぼすという問題意識が

根底にある。コンテストの応募は2018年2月16日で締め切られている。

なお、このようにコンテストを通して手話言語による教育を促進しようとする背景には、国連障害者権利条約（CRPD）第24条（教育）において規定されている趣旨をろうの子どもたちに保障しようとする世界ろう連盟の意向がある。

すなわち、世界ろう連盟は障害者権利条約が手話言語を言語として認知している（同第2条）ことを前提として、その第24条に関しては、同「条の解釈により、ろう児が学業的な成長・達成を可能とする教育の選択が促進されるべき」であり、そのためには「すべての教育の段階で、国（や先住民）の手話言語がその国の音声言語と同等であると認知されなければならない」と訴えているのである。

2. 基調講演・分科会に参加しての感想

ニュージーランド手話言語委員会のビクトリア・マニングによる「ニュージーランドの進展状況」をめぐる報告は、手話言語法制定後においても法内容をめぐる課題を改善していくための取り組みが重要であることを教えてくれる。そして、ハンガリー科学アカデミー言語学研究所マルチリンガリズム研究センター、リーダーのチラ・バルタ教授およびハンガリー手話言語学協会会長のペーテル・ロマネク博士による報告は、手話言語法による施策に対して客観的な裏付けを与えるための手話言語をめぐる科学研究の重要性を強調するものである。次いで、スウェーデン、ストックホルム大学言語学部のクリスター・シャンストローム博士によるバイリンガル教育の在り方に関する報告は、バイリンガル教育の実践例が少ないという現状を踏まえ、実践の積み重ねによるバイリンガル教育のノウハウ形成の必要性に対する認識向上を訴えるものであった。また、オランダのジョニー・オイザーマン氏、とマシルド・デ・グース氏による報告は、ろうの子どもたちの保護者に対する信頼性の高い手話言語教育の在り方を示してくれるものであろう。「ろうの乳幼児の家族へのフランドル手話言語の導入」に関するベルギーのキャスリーン・ヴェルクリセ氏による報告は、ろうの子どもたちとその保護者の建設的なかわりにおける適切な支援の必要性に気づかせてくれる。「ろう乳幼児の言語選択：（聞こえる）保護者たちへの助言」に関するドイツ・ハンブルグ大学のクリスチャン・ラスマン氏による報告は、ろうの子どもたちの言語選択をめぐる保護者の適切な決定を実現するための情報提供や手話言語教育の望ましいあり方を提示している。

上記の報告を通して感じたことは、手話言語法制定を実現するための運動の取り組みはもちろん重要であるが、手話言語法における施策を効果的に展開していくためには、それだけでは不十分だということである。つまり、科学的な研究により裏付けられた客観的な知見の蓄積や、現場で施策の対象となる人々を適切に支援するノウハウの確立や支援を担う人材の養成、手話言語の効果的な普及を見すえた信頼性の高い教育システムの構築といった手話言語法を支える周辺的な環境条件の整備も重要だということである。

最終章

1. 要点整理

今回の調査では手話言語法に関わる様々な重要な関係者から有意義な情報を多く得ることができた。これらの情報について以下要点を整理する。

(1)ハンガリー手話言語法が制定されたことによる波及効果

・国内全県に設置された手話言語通訳サービスによる聞こえない者の社会進出の拡大

政府の資金で国内全県に設置運営されている手話言語通訳派遣センターが手話言語通訳サービスを提供している。こうした公的な支援体制の構築により、聞こえない者の社会参加上の制約が軽減・除去され、教育場面、就労場面を中心としてろう者の社会進出が拡大しつつある。

・手話言語通訳者、手話言語の学習者の増加や手話言語通訳者の仕事の増大

手話言語法制定後は、手話言語通訳サービスの提供によって社会におけるさまざまな場面で手話言語通訳者が活躍できるようになっている。こうした手話言語通訳者の存在意義の高まりは、手話言語通訳者の増加や手話言語通訳者の仕事の機会の増大をもたらしたばかりでなく、手話言語、手話言語通訳に対する社会的認知を促し、手話言語の学習者層の拡大につながっている。SINOSZ も手話言語学習コースの体系的な整備を図っており、こうした学習者層のスムーズな受け入れにつながっている。

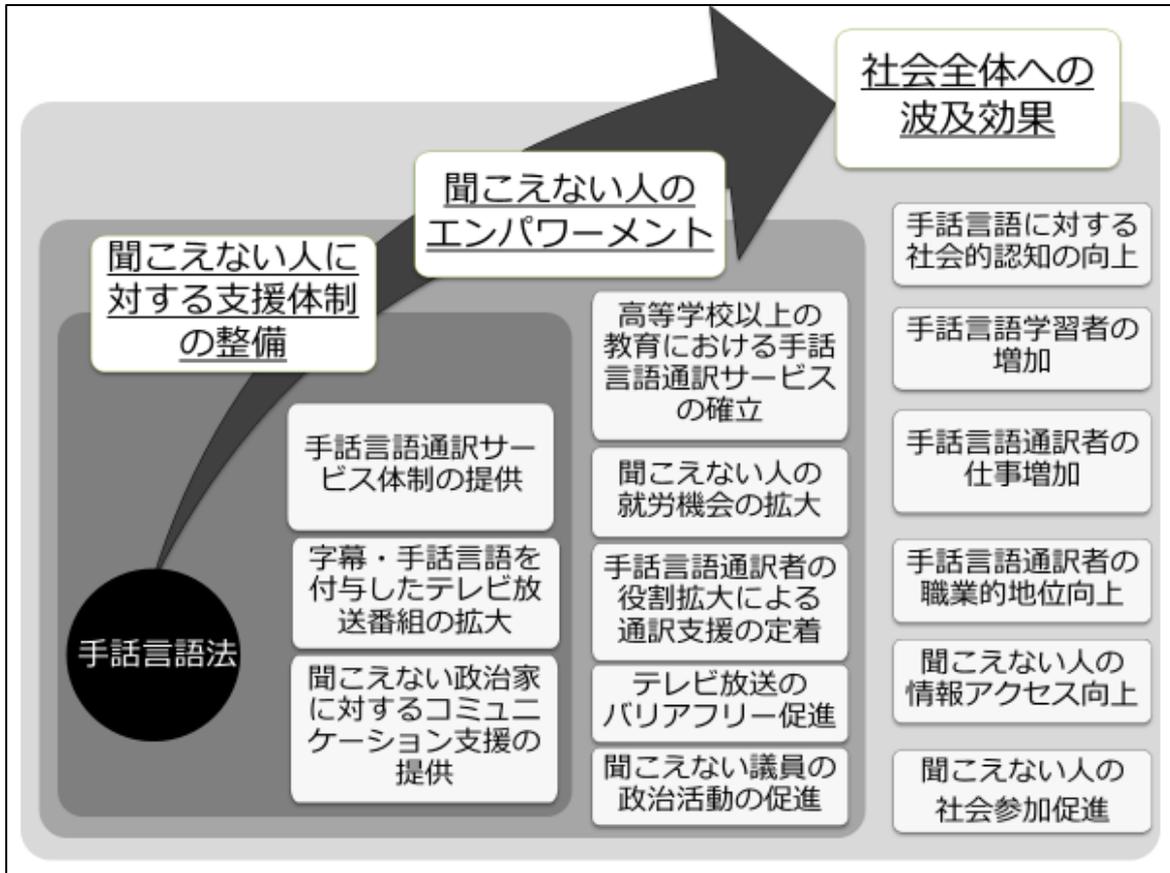
・放送バリアフリーの推進

手話言語法制定後は、テレビ局による放送バリアフリーの意識向上や違反時の罰金制度などの効果もあり、テレビ放送における字幕・手話言語通訳が付与された番組が順調に増加している。特に字幕が付与された番組は手話言語法の対象となる番組の98%に達しており、手話言語法は放送バリアフリーに大きく貢献している。

・聞こえない人の政治参加の質的な拡大

手話言語法は、議員の身分に関する関連法規の修正条項を盛り込むことにより、聞こえない議員に対するコミュニケーション上の支援が提供されるようにしている。これにより欧州議会および国会に在籍する聞こえない議員は複数の手話言語通訳者を随伴して政治的活動に取り組めるようになってきている。聞こえない者に対して単なる投票の機会を保障するにとどまらず、議員としての政治活動を可能にしているという意味で、政治参加の質的な側面の拡大につながっているといえる。また、聞こえない議員が手話言語を活用して活躍している姿は、手話言語や聞こえない人に対する社会的認知の拡大を促している。

図 21 手話言語法による主要な波及効果のイメージ



(2)ハンガリー手話言語法の課題

・教育場面における手話言語通訳サービスの不十分さ

手話言語法により、高等学校以上の教育場面において手話言語通訳サービスを利用できることが法的に保障されるようになった。しかしながら、利用時間に上限が設けられており、全体の授業時間を十分にカバーできるものとはなっていない。また、小学校においては手話言語通訳サービスの提供が全く想定されていないため、その情報保障が課題となっている。

・バイリンガル教育の実施の遅れ

手話言語法では 2017 年度から一定の教育機関におけるバイリンガル教育の提供を予定していた。しかし、実際のところは、教員養成大学でバイリンガル教育を担う人材の養成が数年前から行われていないことや、手話言語教育を担当する者を養成するためのテキストの準備の遅れ、ろう学校におけるバイリンガル教育実施をめぐる消極的な姿勢、バイリンガル教育向けのテキストの未完成といった事情から、手話言語法が要求している期日を

超過した後もバイリンガル教育は実施されるには至っていない。

・情報パック制度の整備の遅れ

手話言語法では、教育関係者や医療関係者による聞こえない者の保護者に対する適切な情報の提供を要求している。しかし、教育関係については、バイリンガル教育の実施が遅れていることにより保護者へ提供する情報内容が用意できないこともあり、保護者に対する情報提供は行われていない。一方、医療関係についても、保護者への情報提供自体は行われているが、医療関係者の手話言語に対する消極的な姿勢や医療の世界における人手不足、手話言語法に情報提供に関する具体的な規定がない、といった事情を背景として、提供される情報は依然として医学モデルにもとづく内容に偏っており、決して手話言語法が意図したとおりにバランスの取れた内容とはなっていない。

2. 調査の所感と今後の展望

我々は、ハンガリー手話言語法の運用の実態と同法がもたらした変化を探るべくハンガリーへ赴き、取材調査を行い、上記のように手話言語法による施策の展開の状況をめぐり現状を多角的に把握することができた。これらの内容は我が国における手話言語法の実現に向けて多くの有用な情報を与えてくれる。中でも重要な点を以下にまとめる。

- (1)手話言語法における手話言語通訳サービスの類型と利用時間の取り扱い（特に教育場面における情報保障のあり方）
- (2)手話言語通訳サービスを提供する手話言語通訳者の養成制度と身分保障をめぐり運用
- (3)手話言語通訳者の守秘義務の規定
- (4)バイリンガル教育および情報パック制度の実施をめぐり直面している現実的な課題
- (5)テレビ放送番組における字幕・手話言語付与に向けた期限の設定・罰金による是正手段
- (6)聞こえない議員の政治活動におけるコミュニケーション支援

これらの点でハンガリーの取り組みの現状は、成功・課題の両面において我が国に多くの示唆を与えてくれる。

さらに、手話言語法そのものに直接関係するものではないが、取材を行う中で気づかされた重要なポイントについてもここに記したい。それは、聞こえない者の状況把握をめぐり施策当局の積極的な姿勢である。ハンガリー手話言語法の主管官庁である人材能力省や放送におけるバリアフリーを監督する立場にある国家メディア・情報通信庁は、我々の取材に対して、できるだけデータに基づいて状況を客観的に説明しようとしていた。例として、人材能力省の障害部門の部長ペテル・ユハース氏は、聞こえない子どもを持つ保護者がろう学校もしくは地域の学校のどちらかに子どもを通わせるかという傾向について、「統計的に分析してみると、ろうの保護者は子どもをろう学校に通わせ、聞こえる保護者は子

どもをインテグレーションさせる傾向が強いことがわかる。」、と統計的な根拠を踏まえた上で説明されている。このようなことが可能なのは、政府の責任において障害者関連の状況を把握するように調査が行われているからであろう。こうした姿勢は客観的なデータに基づく合理的な施策の展開につながるものとして評価されるべき点である。

また、手話言語法による手話言語通訳サービスの提供など同法による各種施策において SINOSZ が果たしている役割の大きさも注目に値する。無料の手話言語通訳サービスを提供する全国の過半数の手話言語通訳派遣センターの運営、バイリンガル教育を推進するための手話言語研究の推進、教員養成大学へのバイリンガル教育・手話言語教育関係コースの設置に向けた働きかけ、子ども向けの番組における手話言語によるナレーションの付与といったように広範囲の施策において当事者団体として大きな存在感を發揮しているといっている。また、SINOSZ は聞こえない者に対する就労支援の取り組みにおいても目覚ましい成果を見せている。このような SINOSZ における取り組みは、手話言語法を制定した後において、同法による施策が円滑に行われるようにするために当事者団体としてどのような役割を果たすべきか、一つの望ましい活動のあり方を示すものである。我が国において手話言語法制定を目指すにあたり、同法の実現のみならず、制定後を見すえた当事者団体としての活動の方向性を見出す意味でも SINOSZ の取り組みの実例から学べることは多いであろう。

さらに、SINOSZ によるハンガリー手話言語法の制定をめぐる 20 年に及ぶ取り組みに向けた大きなエネルギーとたゆみない取り組みは敬服に値する。一方、我が国における全日本ろうあ連盟の手話言語法をめぐる取り組みは SINOSZ に勝るとも劣らない大きな成果を残しているといえよう。我々は、ただひたすらろう者の手話言語を通じた平等な社会参加の実現を願い、長年精力的に活動を続けてきた。現在、我が国における手話言語法制定の成否は、手話言語やろう文化の重要性、そしてろう者の社会参加の実質的な保障において手話言語法が果たす役割に対する立法当局や行政当局、さらには社会全体の理解にかかっているといるといっている。この報告書が立法当局や行政当局など手話言語法の制定をめぐる関係者の理解の一助となり、手話言語法の実現に向けて大きな前進を促すものとなることを願ってやまない。

最後に、今回の調査の実施にあたり、ハンガリー語を的確で流暢な日本語に通訳してくださった Kiss Réka(キッシュ・レカ)氏と Vida 三月(ヴィダ・みつき)氏、そして現地で調査団の取材に快く応じ、ご協力くださった取材先の方々、また、ハンガリー滞在中に日本から全面的にバックアップしてくださった全日本ろうあ連盟本部事務所の方々には衷心より感謝の言葉を申し上げたい。

以上

付録1 ハンガリー手話言語法調査団メンバー一覧（全7名）

全日本ろうあ連盟 理事 (手話言語法制定推進運動本部委員 教育・文化委員会委員長)	石橋 大吾 (団長)
同 理事 (国際委員会委員長)	太田 陽介
同 理事 (世界ろう連盟アジア地域事務局長)	嶋本 恭規
専門家	岩山 誠
手話言語通訳者	小林 昌之
手話言語通訳者	川上 恵
全日本ろうあ連盟 職員	多田 絵美子

付録2

ハンガリー手話言語とハンガリー手話言語の使用に関する法律（2009）

全日本ろうあ連盟・訳

※本資料はハンガリー語から英訳された資料を日本語に翻訳したものです。

【前文】

ろう者および盲ろう者はハンガリー社会において平等の権利を有する対等な構成員であることを考慮し、手話言語には文化およびコミュニティを形成する力があることを認め、ろう者および盲ろう者の言語権を規定するため、また彼らの公共サービスへの平等なアクセスを保障するために、ハンガリー議会は、障害者の権利条約に従い、法律を次のとおり制定する。

Considering that deaf and deafblind persons are equal members of the Hungarian society having equal rights, recognizing the cultural and community building power of sign language, in order to lay down the linguistic rights of deaf and deafblind persons and ensure their equal access to public services, the Hungarian Parliament hereby adopts the following Act in accordance with the Convention on the Rights of Persons with Disabilities:

総則

General provisions

第1条

この法律は、ハンガリー手話言語の言語的地位を認知し、ろう者および盲ろう者がハンガリー手話言語および特別なコミュニケーションシステムを使用することができ、また政府負担の手話言語通訳サービスを利用することができるよう保障することを目的とする。

The purpose of this Act is to recognize the linguistic status of Hungarian Sign Language and to ensure that deaf and deafblind persons can use Hungarian Sign Language and special communication systems and have access to sign language interpreting services financed by the State.

第2条

この法律の目的のため：

- a) 「ろう者」とは、ろうであるかあるいは聴覚に障害があり、コミュニケーションのためにハンガリー手話言語もしくは特別なコミュニケーションシステムを使用する者を指す。
- b) 「盲ろう者」とは、ろうと盲の両方を同時にもち、コミュニケーションのために特別なコミュニケーションシステムを使用する者を指す。
- c) 「ハンガリー手話言語」とは、ハンガリーで発達した独立の自然言語を指す。これは、ろうコミュニティで使用され、目で見える言語的手話で構成された特別な文法体系と文法規則をもつ。
- d) 「特別なコミュニケーションシステム」とは、ろう者および又は盲ろう者が使用するすべてのコミュニケーション手段を指し、附則に記載の通りである。
- e) 「公共サービス活動」とは、官庁や他の行政・司法の公式な行為、議会や議会へ報告する機関、憲法裁判所、議会委員会、検察官および被告、法施行機関が権限の範囲で実施するすべての行為、社会保障制度が負担するすべての医療サービスを指す。
- f) 「バイリンガル教育方法」とは、授業の間に、音声ハンガリー語に加えてハンガリー手話言語を使用する教育方法を指す。
- g) 「聴覚口話教育方法」とは、聴覚に障害がある者の残存聴力の活用を優先する教育方法を指し、授業の間はハンガリー語が使用される。

For the purposes of this Act:

- a) a *'deaf person'* shall mean a person who is deaf or has any hearing impairment and uses the Hungarian Sign Language or any special communication system for communication,
- b) a *'deafblind person'* shall mean a person who is both deaf and blind at the same time and uses any special communication system for communication,
- c) *'Hungarian Sign Language'* shall mean an independent natural language developed in Hungary, which is used by the deaf community, consists of visual linguistic signs and has a special grammatical system and grammatical rules,
- d) *'special communication system'* shall mean any means of communication used by deaf and/or deafblind persons, as listed in the Annex to this Act,
- e) *'public service activity'* shall mean any official, governmental and any other administrative or judicial activity, any activity performed by the Parliament, the agencies reporting to the Parliament, the Constitutional Court, the parliamentary commissioners, the prosecutors, as well as the defence and law enforcement agencies within their scope of authority, and any health service financed by the social security system,
- f) *'bilingual educational method'* shall mean an educational method, which uses Hungarian Sign Language in addition to the spoken Hungarian language in the course of

teaching,

g) *'auditive-verbal educational method'* an educational method in which priority is given to the utilization of the existing hearing capacity of the person with hearing impairment, and where the Hungarian language is used in the course of teaching.

第3条

第1項 ハンガリー共和国は、ハンガリー手話言語を独立した自然言語であると認める。

第2項 ハンガリー手話言語使用者のコミュニティは、ハンガリー手話言語を使用し、発展させ、保存する権利を有するとともに、ろう文化を育成し、拡大し、継承する権利を有する。

(1) The Republic of Hungary recognizes the Hungarian Sign Language as an independent natural language.

(2) The community of persons using the Hungarian Sign Language shall have the right to use, develop and preserve the Hungarian Sign Language, as well as to foster, extend and transmit deaf culture.

無料の手話言語通訳サービス

Free sign language interpreting service

第4条

第1項 ろう者あるいは盲ろう者で、すべてのハンガリー国民、ハンガリー共和国を自由に移動し居住する権利を有するすべての者、ならびにハンガリーに定住した移民で以下に該当する者は、無料の手話言語通訳サービスを受けることができる。(以下省略)

(1) Free sign language interpreting services shall be made available to any Hungarian citizen, any person having the right of free movement and residence, as well as any immigrant settled in Hungary who is deaf or deafblind and who

第5条

(1) 政府が提供する無料の手話言語通訳サービスの年次制限は36,000時間とし、1名につき1

年間で120時間を上限とする。

(2) 第(1)項に定めた対個人の年次制限に加え、政府は無料の手話言語通訳サービスを、以下の場合において提供する。

- a) 高等学校、職業訓練高等学校、専門学校に在籍する学生に、年度120時間まで
- b) 高等教育機関に在籍する学生に、一学期60時間まで
- c) 成人向け訓練コースを受講している者に対し、各コースにつき、訓練時間の20パーセントまで

Section 5

(1) The annual time limit of the free sign language interpreting service provided by the State is 36,000 hours with a maximum of 120 hours per person per year.

(2) In addition to the annual personal time limit set forth in Subsection (1), the State provides free sign language interpreting service

a) for up to 120 hours per academic year for persons with student status in high schools, vocational high schools or technical schools,

b) for up to 60 hours per semester for persons with student status in higher education institutions,

c) for up to 20% of the training hours for persons taking part in adult training with respect to each training course.

第6条

(1) 障害を持つ人々に平等な機会を保障することを目的に設立された公立財団（以下「公立財団」と表記）は、第5条で定めた時間制限およびその財政の管理監督において、無料の手話言語通訳サービスの管理調整の責任を持つ。公立財団は、第5条で定めた時間制限およびその財政の管理監督を目的に、無料の手話言語通訳サービスの記録をとるものとする。公立財団は、記録された人々のデータの管理者ならびにデータ処理者として行動するものとする。

(2) 記録には、以下の内容を含む：

- a) 無料の手話言語通訳サービスを利用したあらゆる人の、個人識別データおよび住所
- b) 第4条(1)に定める、無料の手話言語通訳サービスを受ける資格の根拠となる状況
- c) 無料の手話言語通訳サービスを受ける資格を持つ人の利用時間に関するデータ、ならびにその利用が、学生もしくは成人向け訓練を理由とするか否かを示す指標
- d) 手話言語通訳者および／もしくは通訳提供者の氏名および連絡先情報、また通訳を行った場所、時間の長さおよび通訳サービスの種類

(3) 手話言語通訳サービスの利用者から提供された、第(2)項に定めるデータは、通訳活動を実施する手話言語通訳サービス提供者に送られるものとする。手話言語通訳サービス提供者は、通訳活動を実施することを目的に、第(2)項に定めるデータを取り扱う資格を与えられるものとする。

(4) 公立財団は、記録にとったデータを、個人が特定されない方法を用いて、統計上の目的で開示する場合がある。

(5) 公立財団は、記録に残したデータを5年間保管し、それ以降は当該データを記録から削除するものとする。手話言語通訳サービス提供者は、無料の手話言語通訳サービスを行う期間、第(2)項に定められたデータを取り扱う権利を有する。

Section 6

(1) The public foundation established with the aim of ensuring equal chances for people with disabilities (hereinafter referred to as: the Public Foundation) shall be responsible for controlling the free sign language interpreting service with respect to the management of its time limit as defined in Section 5 and its financing. The Public Foundation shall keep records of the free sign language interpreting service in order to control the management of its time limit as defined in Section 5 and its financing. The Public Foundation shall act as the manager and processor of the data of persons listed in the records.

(2) The records shall contain

a) the personal identification data and address of any person using the free sign language interpreting service,

b) the circumstance serving as the basis of eligibility for the free sign language interpreting service, as defined in Subsection (1) of Section 4,

c) data relating to the hours of service used by the person eligible for free sign language interpreting service and an indication whether such use is based on a student status or in relation to adult training.,

d) the name and contact information of the sign language interpreter and/or the interpreting service provider, as well as the place, date, duration and type of the interpreting service.

(3) The data specified in Subsection (2) supplied by the person using the sign language interpreting service shall be forwarded to the records by the sign language interpreting service provider performing the interpreting activity. The sign language interpreting service provider is entitled to handle the data specified in Subsection (2) for the purpose of performing its interpreting service activity. The Public Foundation shall forward the data defined in Paragraphs *a)* and *c)* of Subsection (2) from the records to the sign language interpreting service provider by means of electronic data transfer.

(4) The Public Foundation may use or disclose data kept in its records for statistical purposes in a way that they shall not be suitable for personal identification.

(5) The Public Foundation shall manage the data kept in the records for a period of 5 years and shall delete such data from the records thereafter. The sign language interpreting service provider shall have the right to handle the data specified in Subsection (2) for the

duration of the free sign language interpreting service.

手話言語通訳サービス

第7条

(1) 無料の手話言語通訳サービスの利用は、政府負担の手話言語通訳サービス提供者（以下「手話言語通訳サービス提供者」と表記）より、第4条第(2)項に示した文書を提示することによって、申請することが出来る。

(2) 手話言語通訳サービス提供者は、ハンガリー手話言語、特別なコミュニケーションシステムを用いて、通訳サービスを行う。

(3) 無料の手話言語通訳サービスを利用する時、ろう者もしくは盲ろう者は、手話言語通訳サービス提供者が提供することの出来る通訳者の中から一手話言語通訳者の同意に基づき一あらゆる手話言語通訳者を選択することが出来る。

(4) 本法律に定められていないあらゆる場合において、特定の料金によって、手話言語通訳サービスを受けることが出来るものとする。

The sign language interpreting service

Section 7

(1) The use of the free sign language interpreting service may be requested from the sign language interpreting service providers financed by the State (hereinafter referred to as sign language interpreting service provider) by presenting the documents listed in Subsection (2) of Section 4.

(2) The sign language interpreting service provider performs the interpreting service in the Hungarian Sign Language, using special communication systems.

(3) When using the free sign language interpreting service, the deaf or deafblind person shall have the option to choose any sign language interpreter – upon the sign language interpreter’s consent – available at the sign language interpreting service providers.

(4) In any other cases not regulated in this Act, the sign language interpreting service shall be available for a specific fee.

手話言語通訳者の全国リスト

第8条

(1) 以下の目的による手話言語通訳は、

- a) 無料の手話言語通訳サービス、
- b) あらゆる公共サービス活動、および／もしくは
- c) 第10条第(4)項に定める音声検査

通訳活動を実施する免許が保留状態の者ではなく、本法律が承認する認定機関が発行する規定の定める専門資格を習得し、またそこで定める他のすべての条件を満たした、犯罪歴のない者のみが行うものとする。

(2) 第(1)項に定める、手話言語通訳サービス提供を行う意思を持つあらゆる者は、手話言語通訳者の全国リスト（以下「リスト」と表記）を管理する責任を有する機関に、その意思を明示して申請する。申請には、申請者の個人情報を含むものとする。

(3) リストを管理する機関は、手話言語通訳活動を行う資格を付された者の記録を、本文書第(2)項に定める申請提出後ただちに保管する。

(4) リストには、手話言語通訳者に関する以下の情報を含むものとする。

- a) 個人識別データ、
- b) 連絡先住所、
- c) 本人の同意に基づく、その他のあらゆる連絡先情報（電話番号、メールアドレス）、
- d) 本人の専門的もしくは職業的資格、あるいは部分的な資格、関連するディプロマもしくは修了書、その発行機関の名称ならびに所在地と発行日
- e) 本人の活動（能力）に関する記述、
- f) 本人の遂行する通訳の種類、
- g) リストへの登録日

(5) リストを管理する機関は、リストに掲載している登録手話言語通訳者に関する以下の情報を、そのウェブサイトに掲載する場合がある：

- a) 氏名、
- b) 連絡先住所、
- c) 本人の同意に基づく、その他のあらゆる連絡先情報、
- d) 本人の専門的もしくは職業的資格、あるいは部分的な資格、
- e) 本人の活動（能力）に関する記述、
- f) 本人の遂行する通訳の種類

(6) そのような情報の削除を求める、あらゆる手話言語通訳者のリストの情報を、犯罪歴の要件を満たすことが出来なかった者、また通訳活動の実施の免許を保留とされた者のデータも含め、適切な機関が削除するものとする。リストを管理する機関は、リストから削除された手話言語通訳者のデータを別途管理する。

(7) リストを管理する機関は常時、第(6)項に定められた削除基準に該当する者の存在を確認し、また登録を申請する手話言語通訳者もしくはリストに登録済みの手話言語通訳者に対し、そのような削除基準に該当しない旨を証明する公的な証明の提示を求める場合がある。

(8) リストを管理する機関は、確認が完了するまで、もしくは確認の結果、手話言語通訳者のデータがリストから削除されるに至り、取消手続きが最終的かつ完全に完了するまで、公的証明書に含まれるデータを取り扱う場合がある。

(9) リストを管理する機関は、リストから取り消されたデータを5年間保管し、それ以降は最終的かつ完全に削除するものとする。手話言語通訳者のデータがリストから取り消されて以降は、捜査機関、検察、もしくは裁判所による、当該手話言語通訳者の活動に関連するあらゆる刑事手続きについての要請においてのみ、管理機関はそのような情報を開示する場合がある。

(10) リストへの登録申請には、所定の行政サービス料が適用されるものとし、その金額は別途法律にて定められる。

The National List of Sign Language Interpreters

Section 8

(1) Sign language interpreting for the purpose of

a) free sign language interpreting service,

b) any public service activities and/or

c) oral examinations defined in Subsection (4) of Section 10

shall be performed only by persons with a clean criminal record, who are not under suspension of licence to practice the interpreting activity, and who have acquired the professional qualification defined in a regulation issued by virtue of the authorization granted by this Act and meet all other requirements specified therein.

(2) Any person who intends to provide sign language interpreting services as defined in Subsection (1) shall announce such intention in an application to be submitted to the authority responsible for administering the National List of Sign Language Interpreters (hereinafter referred to as: the List). The application shall contain the applicant's personal identification data.

(3) The authority administering the List shall keep records of persons entitled to perform the sign language interpreting activity upon their application submitted as per Subsection (2) hereof.

(4) The List shall contain the sign language interpreter's

a) personal identification data,

b) contact address,

c) any other contact information (telephone number, e-mail address) upon his/her consent,

d) title of his/her professional or vocational qualification or partial qualification, the number of the relevant diploma or certificate, the place and date of issue and the name of

the issuing institution,

- e)* a description of his/her activity (competence),
- f)* the types of interpreting he/she undertakes to perform,
- g)* the date of his/her entry into the List.

(5) From the information entered in the List the authority administering the List may disclose the following data of the registered sign language interpreters at its website:

- a)* name,
- b)* contact address,
- c)* any other contact information upon his/her consent,
- d)* title of his/her professional or vocational qualification or partial qualification,
- e)* a description of his/her activity (competence),
- f)* the types of interpreting he/she undertakes to perform.

(6) The competent authority shall cancel from the List the data of any sign language interpreters who request such cancellation, as well as the data of those who fail to meet the requirement of clean criminal record or are under the suspension of licence to practice the interpreting activity. The authority administering the List shall handle the data of sign language interpreters cancelled from the List separately.

(7) The authority administering the List may, at any time, check the existence of any of the exclusion criteria set forth in Subsection (6), and may require sign language interpreters applying for registration or already registered on the List to present an official certificate proving that no such exclusion criteria exist with respect to them.

(8) The authority administering the List may handle the data contained in the official certificate until the checking is completed or, if as a result of the checking the data of the sign language interpreter is deleted from the List, until the cancellation procedure is finally and definitively completed.

(9) The authority administering the List shall keep the data cancelled from the List for a period of 5 years after their cancellation and shall delete them finally and definitively thereafter. After the data of a sign language interpreter are cancelled from the List, the authority administering the List may disclose such data only to the investigation authority, the prosecutor or the court upon their request in any criminal proceedings relating to the sign language interpreter's activity.

(10) Application for entry into the List shall be subject to an administrative service fee, the amount of which is specified in a separate law.

守秘義務

第9条

(1) 手話言語通訳者は、その活動に関連して知るところとなっただけのデータ、事実、また情報を漏洩しないものとし、またその義務は通訳活動を止めた後も継続する。

(2) そのような守秘義務は、ろう者もしくは盲ろう者が、手話言語通訳者をその義務から解放した場合、もしくは法律で定めただけのデータ、事実、また情報を開示した場合は適用されない。

Confidentiality

Section 9

(1) The sign language interpreter shall handle any data, fact or information he/she may become aware of in connection with his/her activity in a confidential manner, and this obligation shall continue to be in force after the termination of his/her activity.

(2) Such confidentiality shall not apply to the event that the deaf or deafblind person releases the sign language interpreter from such obligation, or the disclosure of any data, fact or information is required by law.

財政規則

第10条

(1) 無料の手話言語通訳サービスおよび、手話言語通訳サービス提供者の運営に必要な基金は、現行の予算法に含まれている。無料の手話言語通訳サービスは、公立基金の仲介による支出が行われる。

(2) 政府は、手話言語通訳サービス提供者の運営を、別途法律に定める入札規則に則り、そのようなサービスを実施する者との間に結んだ財政合意に基づいて支援する。

(3) 公共サービス活動の場合、手話言語通訳にかかるコストは、そのような活動を実施もしくは提供する代理業者、団体、もしくは組織が拠出するものとする。

(4) 公教育法、職業教育・訓練法、高等教育法、および成人教育法に基づいて組織された音声検査の場合、手話言語通訳にかかるコストは、そのような検査を組織する機関が拠出するものとする。

Rules of Financing

Section 10

(1) The funds required for the free sign language interpreting service and the operation of the sign language interpreting service providers are included in the current Budget Act.

The free sign language interpreting service is financed with the intermediation of the Public Foundation.

(2) The State supports the operation of sign language interpreting service providers on the basis of financing agreements concluded with the operators of such services, in accordance with the rules of tendering laid down in a separate law.

(3) In the case of a public service activity, the cost of sign language interpreting shall be borne by the agency, organization or institution performing the activity or providing the service.

(4) In the case of oral examinations organized under the Public Education Act, the Vocational Education and Training Act, the Higher Education Act and the Adult Training Act, the cost of sign language interpreting shall be borne by the institution organizing such examination.

手話言語および特別なコミュニケーションシステムの使用に関する規則

Rules pertaining to learning the use of sign language and the special communication systems

第11条

ろう者および盲ろう者は、ハンガリー手話言語および個人のニーズに最も適した特別なコミュニケーションシステムを学習し、使用する機会が与えられる。

Deaf and deafblind persons shall be provided the opportunity to learn and use Hungarian Sign Language, as well as the special communication systems that best meet their individual requirements.

第12条

第1項 ろうおよび盲ろうの児童・学生のために設立された特別ニーズ教育・訓練機関（以下「特別ニーズ教育機関」）では、幼稚園教育の課程および就学前教育の年から、ろうや盲ろうの児童に、ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムを指導することが義務付けられている。

(1) In special needs education and training institutions established for deaf and

deafblind children/students (hereinafter referred to as special needs education institutions), in the course of kindergarten education and from the preparatory year of school-based education and training, it is compulsory to teach Hungarian Sign Language or a special communication system to deaf or deafblind children.

第2項 幼稚園教育および/又は学校教育課程においては、以下の者に対してハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムの指導を準備することが義務づけられている。

- a) 第1項の範囲に属さない特別ニーズ教育機関に在籍しているろう者
- b) 特別ニーズ教育機関の範囲にあてはまらない教育・訓練機関に在籍しているろうあるいは盲ろうの児童や学生で、父母（保護者）から学校長に対し、文書で要請が提出された者

ハンガリー手話言語の指導は、関連する政令に従って準備、予算計上される。

(2) In the course of kindergarten education and/or school-based education and training it is compulsory to organize the teaching of Hungarian Sign Language or a special communication system for

a) deaf persons in special needs education institutions who do not belong to the scope of Subsection (1),

b) deaf or deafblind children or students in education-training institutions, which do not belong to the scope of special needs education institutions, provided that the parent (guardian) requests so from the head of the institution in writing. The teaching of Hungarian Sign Language shall be organized and financed in compliance with the relevant Government Decree.

第3項 ハンガリー手話言語は、手話言語を専門とする教師によって指導されなければならない。

(3) Hungarian Sign Language shall be taught only by teachers specializing in sign language.

第4項 特別なコミュニケーションシステムは、盲教育あるいはろう教育を専門とする特別ニ

ーズ教育の教師によって指導されなければならない。

(4) Special communication systems shall be taught only by special needs teachers specializing in blind pedagogy or deaf pedagogy.

第13条

公的財団は、特別ニーズ教育機関から送られた申請文書に基づき、以下に該当するろうあるいは盲ろうの子どもをもつ父母（保護者）が学校長に対して文書で要請した場合、特別ニーズ教育機関とかかわりを持ちながら、最低5名の父母(保護者)に対し、ハンガリー手話言語および特別なコミュニケーションシステムの研修コースを提供する。

- a) 早期発達および保育段階の子育て中、または
- b) 幼稚園教育段階の子育て中、あるいは学生の身分を有する

The Public Foundation – based on a written initiative forwarded by the special needs education institution – shall organize Hungarian Sign Language and special communication training courses with the involvement of the special needs education institution for at least 5 parents (guardians), if the parents (guardians) of deaf or deafblind children

- a) taking part in early development and care, or
 - b) taking part in kindergarten education or having student status
- request so from the head of the special needs education institution in writing.

ろう児教育に関する特別規則

Special rules pertaining to the education of deaf children

第14条

第1項 ろう児は、本人の父母(保護者)の決定により、バイリンガル教育あるいは聴覚口話法を使った早期教育を受けることができる。

(1) A deaf child may take part in early development and care using, upon the decision of his/her parent (guardian), either the bilingual or the auditive-verbal method.

第2項 父母（保護者）は、第1項に関する決定について、学年歴が始まる90日前までに、文書で意思を表明しなければならない。

(2) The parent (guardian) shall make a written statement of his/her decision regarding Subsection (1) hereabove not later than 90 days prior to the beginning of the academic year.

第3項 特別ニーズ教育機関は、ろう児および盲ろう児の父母(保護者)から文書で要請があった場合、バイリンガル教育による幼稚園教育、学校教育を提供する必要がある。

(3) The special needs educational institution is required to provide kindergarten and school-based education and training also with the bilingual method for deaf and deafblind children, whose parents (guardians) request so in writing.

第4項 早期教育、幼稚園教育、学校教育におけるバイリンガル教育に基づいた指導は、公教育法第17条に明記された資格を有する者で、高等教育機関発行の手話言語指導資格を有する者、あるいは高等教育機関が提供するバイリンガル教育に関する特別な研修コースを修了したことによる特定の資格を有する者のみがおこなうことができる。

(4) Early development and care, kindergarten education, as well as school education and training based on the bilingual method shall be provided only by persons who hold the qualification specified in Section 17 of the Public Education Act, and who acquired a higher education qualification in sign language teaching or a specific qualification as a result of a special further training course on bilingual education organized in a higher education institution.

第5項 公教育法に従って任命された専門家およびリハビリテーション委員会は、バイリンガル教育および聴覚口話法教育についての情報を父母(保護者)に提供しなければならない。

(5) The expert and rehabilitation committee appointed in accordance with the Public Education Act shall inform the parents(guardians) of the bilingual and the auditive-verbal methods of education.

障害者の権利と機会均等に関する 1998 年法律第 26 号の修正

Amendment to Act XXVI of 1998 on the Rights and Equal Chances of Persons with
Disabilities

第15条

障害者の権利と機会の平等に関する1998年法律(以下「障害者法」)第26号第4項パラグラフh)を、以下の条文に置き換える。

[本法律の目的]

“h) 平等なアクセス:

ha) サービスへの平等なアクセスとは、あらゆる人が一自身の状態の許す限り独立して一利用できること、とりわけ、身体障害、視覚および／もしくは聴覚障害、精神およびコミュニケーション上の障害を持つ人が、アクセシブルかつ信頼でき、理解可能・受信可能な方法で利用できることを意味する。

hb) 建築物は、あらゆる人にとって、とりわけ身体障害、視覚および／もしくは聴覚障害、精神およびコミュニケーション上の障害を持つ人にとって、平等にアクセシブルでなければならない、公共に開かれた場合はアクセシブルかつ緊急時には安全に避難でき、建物内の物品および設備は、あらゆる人が適切に利用できなければならない。

hc) 情報は、あらゆる人にとって、とりわけ身体障害、視覚および／もしくは聴覚障害、精神およびコミュニケーション上の障害を持つ人が、アクセシブルかつ信頼でき、理解可能・受信可能な方法で利用できなければならない、いかなる人にとってもバリアがあってはならない。”

Section 15

Paragraph h) of Section 4 of Act XXVI of 1998 on the Rights and Equal Chances of Persons with Disabilities (hereinafter referred to as the Disabilities Act) shall be replaced by the following provision:

[For the purposes of this Act]

“h) equal access:

ha) equal access to a service shall mean that it can be used – as independently as one’s state allows – by anyone, in particular by people with physical disabilities, visual and/or hearing impairment, and with mental and communication disorders, in an accessible, reliable, understandable and perceivable manner,

hb) a building shall be deemed equally accessible, if it can be accessed by anyone, in particular by people with physical disabilities, visual and/or hearing impairment, and with mental and communication disorders, its parts open for the public are accessible and can be safely left in case of emergency, and if the objects and equipment located in the building are available for proper use by anyone,

hc) information shall be deemed equally accessible, if it can be accessed by anyone, in particular by people with physical disabilities, visual and/or hearing impairment, and with mental and communication disorders, in a reliable, understandable and perceivable manner, and there are no barriers to such access for anyone.”

第16条

障害者法第6条を以下の条文に置き換える:

第6条 障害者が、公益にかかわる情報および障害者の権利や障害者に提供されるサービスに

ついでに情報を平等に利用できるようにすることを保障する。

Section 6 of the Disabilities Act shall be replaced by the following provision:

“6. § Persons with disabilities shall be ensured equal access to information of public interest, as well as to information relating to the rights of disabled people and the services provided to them.”

第17条

障害者法の第12条に、以下の第4項を追記する。

第4項 未成年者の障害を認定する際、医師または医師が承認した医療従事者は、すみやかに父母(保護者)に対し、利用可能な諸手当および発達可能性についての情報を提供しなければならない。社会平等の促進に責任を有する大臣は、こうした情報を掲載した発行物を提供しなければならない。

The following Subsection (4) shall be added to Section 12 of the Disabilities Act:

“(4) When establishing the disability of a minor person, the physician – or any other healthcare worker authorized by the physician – shall immediately inform the parent (guardian) of the available allowances and development opportunities. The minister responsible for promoting social equality shall provide for the publication of such information.”

第18条

障害者法第13条に以下の第3項を追記する。

第3項 未成年の障害児は、障害が認定され次第、遅滞なく早期教育を受ける権利を有する。

The following Subsection (3) shall be added to Section 13 of the Disabilities Act:

“(3) Minor children with disabilities shall have the right to early development without delay, as soon as their disabilities are established.”

国会議員の法的身分に関する 1990 年法律第 55 号の修正

Amendment to Act LV of 1990 on the Legal Status of Members of Parliament

第19条

以下の第5項を、国会議員の法的地位に関する1990年法律第55号に追記する。

第5項 国会議員は、議会のあらゆる会議、委員会、委員会内の役員会議において、本人の選択により、ハンガリー手話言語、またはあらゆる特別なコミュニケーションシステムを使用することができる。ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムの使用にかかる全ての費用は、議会が負担する。

The following Subsection (5) shall be added to Act LV of 1990 on the Legal Status of Members of Parliament:

“(5) A Member of Parliament may use the Hungarian Sign Language or any special communication system upon his/her own choice at any sessions of the Parliament, committee meetings, as well as the board meetings of committees. The Parliament shall provide for all costs of use of the Hungarian Sign Language or the special communication system.”

ハンガリー欧州議会議員の法的身分に関する 2004 年法律第 57 号の修正

Amendment to Act LVII of 2004 on the Legal Status of Hungarian Members of the European Parliament

第20条

以下の第7項を2004年法律第57号の第15条に追記する。

第7項 第16条の第1項および第2項に明記された権利を行使する際、議員は、本人の選択により、ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムを使用することができる。ハンガリー手話言語あるいは特別なコミュニケーションシステムの使用にかかる全ての費用は、議会が負担する。

The following Subsection (7) shall be added to Section 15 of Act LVII of 2004 on the Legal Status of Hungarian Members of the European Parliament:

“(7) When exercising their rights specified in Subsections (1) and (2) of Section 16, Members may use the Hungarian Sign Language or a special communication system upon their own choice. The Parliament shall provide for all costs of use of the Hungarian Sign Language or the special communication system.”

市会議員の法的地位における特定の課題に関する2000年法律第96号の

修正

Amendment to Act XCVI of 2000 on Specific Issues of the Legal Status of Municipality Representatives

第21条

以下の新たな第12/A項および副題を、市会議員の法的地位における特定の課題に関する2000年法律第96号に追記する。

「平等なアクセスの保障

第12項/A (1) 市会議員は、ハンガリー手話もしくは特別なコミュニケーションシステムを、自身の選択に基づき、市議会もしくは市議会の委員会のいかなる会合においても用いることが出来る。

(2) 市当局は、ハンガリー手話もしくは特別なコミュニケーションシステムにかかるすべての費用を負担する。」

Section 21

The following new Section 12/A. and the preceding subtitle shall be added to Act XCVI of 2000 on Specific Issues of the Legal Status of Municipality Representatives:

“Ensuring equal access

12/A. § (1) Municipality representatives may use the Hungarian Sign Language or a special communication system upon their own choice at any meetings of the municipal council or the committee of the municipal council.

(2) The Local Municipality shall provide for all costs of use of the Hungarian Sign Language or the special communication system.”

行政手続きおよびサービスの一般的規則に関する2004年法律第140号

の修正

Amendment to Act CXL of 2004 on the General Rules of

Administrative Proceedings and Services

第22条

行政手続きおよびサービスの一般的規則に関する2004年法律第140号第60項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 依頼人もしくは、その他あらゆる手続きの申請者がろう者である場合、本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認する、あるいは音声の代わりに書面で申し立てをすることが出来る。依頼人もしくは、その他あらゆる手続きの申請者が盲ろう者である場合、本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認することが出来る。依頼人もしくは、その他あらゆる手続きの申請者が発音障害がある場合、本人の申請に基づいて、音声の代わりに書面で申し立てをすることが許可される。」

Section 22

Subsection (2) of Section 60 of Act CXL of 2004 on the General Rules of Administrative Proceedings and Services shall be replaced by the following provision:

“(2) Should the client or any other participant of the proceedings be deaf, upon his/her request he/she shall be heard with the involvement of a sign language interpreter, or the deaf person may make a written statement instead of the hearing. Should the client or any other participant of the proceedings be deafblind, upon his/her request he/she shall be heard with the involvement of a sign language interpreter. Should the client or any other participant of the proceedings be speech-impaired, upon his/her request he/she shall be allowed to make a written statement instead of the hearing.”

違反行為に関する1999年法律第69号の修正

Amendment to Act LXIX of 1999 on Offences

第23条

違反行為に関する1999年法律第69号第62項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 当該人がろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認する、あるいは音声の代わりに書面で申し立てをすることが出来る。当該人が盲ろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認することが出来る。当該人が発音障害があるとされる場合、その本人の申請に基づいて、音声の代わりに書面で申し立てをすることが許可される。」

Section 23

Subsection (2) of Section 62 of Act LXIX of 1999 on Offences shall be replaced by the

following provision:

“(2) Should the person to be heard be deaf, upon his/her request he/she shall be heard with the involvement of a sign language interpreter, or he/she may make a written statement instead of the hearing. Should the person to be heard be deafblind, at his/her request he/she shall be heard with the involvement of a sign language interpreter. Should the person to be heard be speech-impaired, upon his/her request he/she shall be allowed to make a written statement instead of the hearing.”

刑事手続きに関する1998年法律第19号の修正

Amendment to Act XIX of 1998 on Criminal Proceedings

第24条

刑事手続きに関する1998年法律第19号（以下、「刑事手続き法」と称する）第46項c)を、以下の条文に置き換える。

[弁護人は、以下の状況の法的手続きに関与する場合]

「c) 被告人がろう者、盲ろう者、発音障害を持つ者、もしくは一当該人の法的責任の如何に関わらず一心神喪失者である場合」

Section 24

Paragraph c) of Section 46 of Act XIX of 1998 on Criminal Proceedings (hereinafter referred to as the Criminal Proceedings Act) shall be replaced by the following provision:

[A defender shall take part in the criminal proceedings, if]

“c) the accused is deaf, deafblind, blind or speech-impaired or – irrespective of his/her legal responsibility – mentally incompetent,”

第25条

刑事手続き法第114項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 当該人がろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認する、あるいは音声の代わりに書面で申し立てをすることが出来る。当該人が盲ろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通してその意思を確認することが出来る。当該人が発音障害とされる場合、その本人の申請に基づいて、音声の代わりに書面で申し立てをすることが許可される。」

Section 25

Subsection (2) of Section 114 of the Criminal Proceedings Act shall be replaced by the following provision:

“(2) Should the person to be heard be deaf, upon his/her request he/she shall be heard with the involvement of a sign language interpreter, or he/she may make a written statement instead of the hearing. Should the person to be heard be deafblind, at his/her request he/she shall be heard with the involvement of a sign language interpreter. Should the person to be heard be speech-impaired, upon his/her request he/she shall be allowed to make a written statement request instead of the hearing.”

第26条

刑事手続き法第318項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 被告人がろう者である場合、訴追理由の申し立て、演説、答弁の後、記録を読む機会を設けられる。」

Section 26

Subsection (2) of Section 318 of the Criminal Proceedings Act shall be replaced by the following provision:

“(2) Should the accused by deaf, he/she shall be given the opportunity to read the records after the pleadings, speeches and rejoinders.”

民事訴訟の手続きに関する1952年法律第3号の修正

Amendment to Act III of 1952 on the Code of Civil Procedure

第27条

民事訴訟の手続きに関する1952年法律第3号第184項(2)を、以下の条文に置き換える。

「(2) 本人の要請に基づき、ろう者は尋問を受ける時は、手話言語通訳の臨席によって意思を確認する、あるいは音声の代わりに書面で尋問を受けることが出来る。当該人が盲ろう者とされる場合、その本人の要請に基づいて、手話言語通訳の臨席によって尋問を受けることが出来る。発音障害を持つ人は、本人の申請に基づいて、音声の代わりに書面で尋問を受けることが許可される。」

Section 27

Subsection (2) of Section 184 of Act III of 1952 on the Code of Civil Procedure shall be replaced by the following provision:

“(2) Upon his/her request, a deaf person shall be heard or interrogated with the

involvement of a sign language interpreter, or he/she may make a written statement instead of the hearing or interrogation. Should the person to be heard be deafblind, at his/her request he/she shall be heard or interrogated with the involvement of a sign language interpreter. Upon his/her request, a speech-impaired person shall be allowed to make a written statement instead of the hearing or interrogation.”

公証人に関する1991年法律第41号の修正

Amendment to Act XLI of 1991 on Public Notaries

第28条

公証人に関する1991年法律第41号第127項を、以下の条文に置き換える。

「127 公正証書の作成において

- a) ろう者は、本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通して、あるいは筆記によって意思の疎通を行うことが出来る。
- b) ろう者は、本人の要請に基づいて、手話言語通訳を通して意思の疎通を行うことが出来る。
- c) 発音障害を持つ者は、本人の要請に基づいて、筆記によって意思の疎通を行うことが出来る。」

Section 28

Section 127 of Act XLI of 1991 on Public Notaries shall be replaced by the following provision:

“127. § When preparing a notarized document

- a) a deaf person may, upon his/her request, communicate with the involvement of a sign language interpreter or in writing;
- b) a deaf person may, upon his/her request, communicate with the involvement of a sign language interpreter;
- c) a speech-impaired person may, at his/her request, communicate in writing.”

国防およびハンガリー防衛軍に関する2004年法律第105号の修正

Amendment to Act CV of 2004 on National Defence and the Hungarian Defence Forces

第29条

国防およびハンガリー防衛軍に関する2004年法律第105号第13項(3) d) を、以下の条文に置き

換える。

[以下に当てはまる場合、兵士の募集からは免除される]

「d) ろう者、難聴者、発音障害のある者」

Section 29

Paragraph d) of Subsection (3) of Section 13 of Act CV of 2004 on National Defence and the Hungarian Defence Forces shall be replaced by the following provision:

[A person shall be exempted from recruitment if he is]

“d) deaf, hard of hearing or speech-impaired,”

ラジオおよびテレビ放送に関する1996年法律第1号の修正

Amendment to Act I of 1996 on Radio and Television Broadcasting

第30条

ラジオおよびテレビ放送に関する1996年法律第1号第2編第8/A項に、以下の条文を追記する。

「8/A (1) 公共サービスおよび国営テレビ放送は一特別な放送を例外として一放送サービスにおいて、以下に記述する事項を保障する。

a) すべての告知およびプログラムの性質に反しない限り一公共の関心にかかわるニュース放送、

b) 第2項パラグラフ19・サブパラグラフe) で定義される動画および公共サービスプログラム、ならびに障害を持つ人たちのために作られた番組は、ハンガリー語字幕もしくは手話言語通訳によって視聴できるものとする。その時間は1日につき：

ba) 2010年は少なくとも2時間

bb) 2011年は少なくとも4時間

bc) 2012年は少なくとも6時間

bd) 2013年は少なくとも8時間

be) 2014年は少なくとも10時間

bf) 2015年以降は全面的とする。

(2) 午前6時から午後12時までの間に放送される、字幕もしくは手話言語通訳のついたあらゆる番組は一番組全体にわたり、統一性を欠くことなく一字幕および／もしくは手話言語通訳の放送を継続するものとする。

Section 30

The following Section 8/A shall be added to Title 2 of Act I of 1996 on Radio and Television Broadcasting:

“8/A. § (1) The public service and national television broadcaster – with the exception of specialized broadcasters – shall ensure that in the course of its broadcasting service

a) all announcements and – unless otherwise implied by the nature of the programme – newscasts of public interest,

b) motion pictures and public service programmes defined in Sub-paragraph e) of Paragraph 19 of Section 2 and produced for persons with disabilities

are available with Hungarian subtitles or sign language interpreting

ba) for at least two hours in year 2010,

bb) for at least four hours in year 2011,

bc) for at least six hours in year 2012,

bd) for at least eight hours in 2013,

be) for at least ten hours in 2014,

bf) entirely as from year 2015

with respect to each calendar day.

(2) Any programmes started by the broadcaster with subtitles or sign language interpreting between 6.00 a.m. and 12.00 p.m. shall be continued to be broadcast – for the entire duration of the programme, without injuring its integrity – with subtitles and/or sign language interpreting.”

終章

Closing provisions

第31条

(1) 本法律は、下部項目(2)および(3)に含まれる条文を除き、2010年7月1日より発効する。

(2) 第1項、第2項パラグラフa)からe)、第3項から第7項、第9項、第10項(3)および(4)は、2011年1月1日より発効する。

(3) 第2項パラグラフf)およびg)、および第12項から第14項は、2017年9月1日より発効する。

(4) 公証人に関する1991年法律第41号、第124項パラグラフc)の文言「ろう者もしくは盲ろう者」および、第126項(3)の文言「ろう者もしくは盲ろう者」は、2011年1月1日より無効とする。

(5) 以下、2011年1月1日より発効する。

a) ヘルスケアに関する1997年法律154号、第13項(8)の文言「サイン通訳」は、「手話言語通訳」に置き換える。

b) 刑事手続き法においては、

ba) 第250項(1)の文言「ろう者、ならびに通訳者」は、「聴覚に障害を持つ者および手話言語通訳者」に置き換える。

- bb) 第339項(2)の文言「聾啞」は、「聴覚および発音に障害を持つ者」に置き換える。
- c) 刑事訴訟の調停に関する2006年法律第123号、第17項(2)の文言「聾」は、「聴覚に障害を持つ者」に置き換える。
- (6) 政府は、法令を通して、以下の事項を実行する権限を有する
- a) リストを管理する機関の任命に関する条項
- b) 手話の教授に対する計画および資金の拠出に関連する詳細な規則
- (7) 省庁は、法令を通して、社会的平等を推進する責任を有する：
- a) 手話言語通訳者派遣業者の入札に適用される規則、無料の手話言語通訳サービスへの資金拠出に関連する詳細な規則
- b) 無料の手話言語通訳サービスの利用に関する詳細な規則、ならびに、
- c) 本法律で定義される手話言語通訳活動に関する詳細な適用条件、本活動への申請データ、個人情報を除いた手話言語通訳者のリスト、リストの管理に関する手続きの詳細な規則
- (8) 省庁は、手話言語通訳者の全国リスト登録の管理費用にかかる詳細な条項についての財務省との合意に基づき、法令を通して社会的平等を推進する責任を有する。

Section 31

- (1) This Act, with the exception of the provisions contained in Subsections (2) and (3), shall enter into force as of 1st July 2010.
- (2) Section 1, Paragraphs *a)-e)* of Section 2, Sections 3-7, Section 9, Subsections (3) and (4) of Section 10, Section 11, and Sections 15-29 shall enter into force as of 1st January 2011.
- (3) Paragraphs *f)* and *g)* of Section 2 and Sections 12-14 shall enter into force as of 1st September 2017.
- (4) The text ‘deaf or deafblind’ in Paragraph *c)* of Section 124 and the text ‘deaf or deafblind’ contained in Subsection (3) of Section 126 of Act XLI of 1991 on Public Notaries shall be repealed as of 1st January, 2011.
- (5) Effective as of 1st January 2011
- a)* the text “sign interpreter” in Subsection (8) of Section 13 of Act CLIV of 1997 on Healthcare shall be replaced by the text “sign language interpreter”;
- b)* in the Criminal Proceedings Act
- ba)* the text “deaf, and interpreter” in Subsection (1) of Section 250 shall be replaced by the text “person with hearing impairment and sign language interpreter”.
- bb)* In Subsection (2) of Section 339 the text “deaf, mute” shall be replaced by ‘ person with hearing impairment and speech-impaired person’.
- c)* In Subsection (2) of Section 17 of Act CXXIII of 2006 on Mediation in Criminal Cases the text “deaf” shall be replaced by “person with hearing impairment”.
- (6) The Government is authorized to set forth in a decree
- a)* the provisions pertaining to the appointment of the authority administering the List,

b) the detailed rules pertaining to the organization and financing of the teaching of sign language.

(7) The minister responsible for the promotion of social equality is authorized to set forth in a decree:

a) the rules of tendering applicable to sign language interpreting service providers and the detailed rules pertaining to the financing of free sign language interpreting service,

b) the detailed rules pertaining to the use of free sign language interpreting service, and

c) the detailed terms and conditions of performing the sign language interpreting activity as defined in this Act, the data content of application for the activity and the List of persons performing sign language interpreting, excluding personal data, as well as the detailed rules of procedure relating to the administration of the List.

(8) The minister responsible for the promotion of social equality is authorized to set forth in a decree, in agreement with the Minister of Finance, the detailed provisions pertaining to the administrative service fee payable for registration into the National List of Sign Language Interpreters.

2009年法律第125号附則

特別なコミュニケーションシステム

a) 「触手話言語」: 盲ろう者の両手を手話話者の両手の甲に置いて、交互に手を動かしながら手話する方法の手話言語コミュニケーション。

b) 「ハンガリー語の手話」: ハンガリー語の文法的ツールを使用する人工的な言語体系で、明瞭な発音を伴うことがあれば伴わないこともある。ハンガリー語に合わせた手話が、ハンガリー語単語の発音と同時に両手の動きと位置を使って表現される。

c) 「指文字」: 指と掌およびそれらのさまざまな位置関係を使って形成される、ハンガリー語のアルファベット文字。指文字は、ハンガリー手話言語やハンガリー語の手話と切っても切れない部分である。ハンガリー手話言語で適切に表現できない外来語や専門的な用語・表現を綴るために使用される。

d) 触指文字: 手話話者が、ハンガリー語の指アルファベットのハンドサインを用いてコミュニケーションする。指と掌およびそれらの位置関係を使って形成されたハンガリー語のアルファベット文字を相手の掌に触れさせ、情報を知覚的に識別できる方法で伝達する。

e) ハンガリー語音声の視覚化: ハンガリー語の言葉を口唇で明確に知覚できるように発音すること。これにより、ハンガリー語を学習しコミュニケーション方法として読話法を好む話者の口唇から話された単語を読み取ることが可能かつ容易くなる。

f) ハンガリー語音声の筆記：要請や希望に応じて、音声を大きな文字あるいは点字にリアルタイムに筆写すること。

g) Lorm文字：手で触るアルファベットであり、一定の動きと触覚を使って相手の掌に文字を書く。

h) 掌筆記：通常は相手の掌に、ハンガリー語アルファベットを大文字で書くこと。

i) 点字筆記：文字、数字、句読点を6つの突起点で表現する、特別な触覚筆記。

j) 指点字：点字筆記のコード体系を使って、相手の片手あるいは両手の2本以上の指に、ハンガリー語アルファベット文字を直接打つ触覚的な形式。

k) Tadoma振動法：話者の顔面に触って、声帯の振動と下顎や口唇の動きを感じることで、音声を知覚すること。

Annex to Act CXXV of 2009

Special communication systems

a) *tactile sign language*: sign language communication by means of hand-over-hand signing, where the deafblind person's hands are placed upon the back of the hands of the signer;

b) *signed Hungarian language*: an artificial language system using the grammatical tools of the Hungarian language, which is accompanied by sounding or non-sounding articulation. The appropriate signs of the Hungarian language are presented simultaneously with the articulation of the Hungarian words, assisted with the movements and positions of the hands;

c) *fingerspelling*: the letters of the Hungarian alphabet are formed using the fingers and the palm and their various positions. Fingerspelling is an integral part of Hungarian Sign Language and signed Hungarian language; it is used for spelling words of foreign origin as well as for signing technical terms and expressions, which cannot be appropriately expressed with the Hungarian Sign Language;

d) *dactyl hand-over-hand signing*: the signer communicates with the hand signs of the Hungarian dactyl alphabet, where the letters of the Hungarian alphabet are formed by using the fingers and the palm and their positions, touching the palm of the receiver, thus transmitting information in a well perceivable and identifiable manner;

e) *visualization of Hungarian speech*: a clearly perceivable articulation of Hungarian words with the lips, which enables and facilitates the reading of spoken words from the speaker's lips for persons who have learned the Hungarian language and prefer using speechreading as a means of communication;

f) *writing down Hungarian speech*: real-time transcription of speech into writing, using –

upon request and if necessary – enlarged letters or Braille writing;

g) Lorm alphabet: a hand-touch alphabet, where the letters are drawn on the palm of the receiver with the help of certain forms of movement and touching;

h) palm writing: writing block capitals of the Hungarian alphabet usually into the receiver's palm;

i) Braille writing: a special tactile writing, where letters, numbers and punctuation marks are made up of raised dots located in six-bit cells;

j) Tactile form of Braille writing: a tactile form of presenting letters of the Hungarian alphabet on two or more fingers of the receiver's hand or hands with the help of the system of codes of Braille writing;

k) Tadoma vibration method: the perception of speech through feeling the vibration of the speaker's vocal cords and the movement of his/her lower jaw and lips, as well as touching his/her face.